

帯表目次

1 消費者の安全の確保

(1) 事故の未然防止のための取組	1
① 身近な化学製品等に関する理解促進	1
② 家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成	1
③ 軽井沢スキーバス事故を受けた対応	2
④ 住宅・宅地における事故の防止	3
⑤ 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組	3
⑥ まつ毛エクステンションによる危害の防止	4
⑦ 子どもの不慮の事故を防止するための取組	4
⑧ 危険ドラッグ対策の推進	5
⑨ 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討	7
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	8
① 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	8
② 緊急時における消費者の安全確保	9
③ リコール情報の周知強化	10
④ 製品安全に関する情報の周知	10
⑤ 道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施	11
⑥ 高齢者向け住まいにおける安全の確保	11
(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止	12
① 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施	12
② 昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止	12
③ 国民生活センターにおける商品テストの実施	13
④ 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等	13

⑤ 製品等の利用により生じた事故等の捜査等	13
⑥ 製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	13
(4) 食品の安全性の確保	14
① 食品安全に関する関係府省の連携の推進	14
② リスク評価機関としての機能強化	14
③ 食品安全に関するリスク管理	15
④ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	16
⑤ 輸入食品の安全性の確保	17
⑥ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	17
⑦ 農業生産工程管理（GAP）の普及推進	18
⑧ 中小規模層の食品等事業者のHACCP導入の促進	18
⑨ 食品のトレーサビリティの推進	19
⑩ 食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進	19
⑪ 食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯の取締りの推進	20
⑫ 流通食品への毒物混入事件への対処	20
⑬ 廃棄食品の不正流通事案	21
2 表示の充実と信頼の確保	
(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用	23
① 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	23
② 景品表示法の普及啓発	23
③ 公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援	24
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善	25
① 家庭用品の品質表示の見直し	25
② 住宅性能表示制度の普及推進及び評価方法の充実	26
③ 省エネ性能表示の普及促進	26

④ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用	26	⑨ 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	44
⑤ 医療機関のウェブサイトによる情報提供	27	⑩ 商品先物取引法の迅速かつ適正な執行	44
⑥ 電気通信サービスにおける広告表示等の適正化	28	⑪ 旅行業における企業ガバナンスの強化及び弁済制度の在り方の見直し	45
(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用	29	⑫ 住宅宿泊事業法の適正な運用	46
① 新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等	29	⑬ 民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	47
② 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	31	⑭ 住宅リフォーム等における消費者保護	48
③ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	32	⑮ 高齢者向け住まいにおける消費者保護	49
④ 米穀等の産地情報の伝達の適正化	32	⑯ 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応	50
3 適正な取引の実現		⑰ 金融機関による顧客本位の業務運営の推進	51
(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	33	⑱ 美容医療サービス等の消費者被害防止	52
① 特定商取引法等の執行強化	33	⑲ 警備業務に関する消費者取引における情報提供の適正化及び苦情解決の円滑化	53
② 特定商取引法の見直し	33	⑳ 探偵業法の運用の適正化	53
③ 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正	34	㉑ 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	54
④ 消費者契約法の見直し	34	㉒ リスクの高い取引等に関する注意喚起	55
⑤ 消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等	35	(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化	56
⑥ 高齢者、障害者等の権利擁護の推進	36	① 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応	56
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	37	② 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施	56
① 電気通信サービスに係る消費者保護の推進	37	③ 迷惑メール追放支援プロジェクトの実施	56
② 有料放送サービスに係る消費者保護制度の適切な運用	38	④ インターネット上の消費者トラブルへの対応	57
③ 詐欺的な事案に対する対応	39	⑤ 電子商取引環境整備に資するルール整備	57
④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	39	(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	58
⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務(プロ向けファンド)に関する制度の見直し	40	① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	58
⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用	40	② 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進	58
⑦ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備	41	③ 生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策等の推進	58
⑧ 暗号資産交換業者についての対応	42	④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	59

⑤ ヤミ金融事犯の取締りの推進	59	⑩ エシカル消費の普及啓発	72
⑥ フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進	59	⑪ 金融経済教育の推進	73
⑦ ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策	60	⑫ 法教育の推進	73
⑧ インターネットオークション詐欺の取締り	60	⑬ 各種リサイクル法等の普及啓発	73
⑨ 模倣品被害の防止	60	⑭ 食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進	74
⑩ 「架空請求対策パッケージ」の推進による被害の防止	61	⑮ 食育の推進	76
（5）規格・計量の適正化	62	（3）消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	77
① J I S規格等の国内・国際標準化施策の実施	62	① 消費者団体等との連携及び支援等	77
② 新たなJ A S等の検討	62	② 消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等	78
4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成		③ 公益通報者保護制度の推進	79
（1）消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映	63	（4）公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	81
① 消費者政策の実施の状況の報告	63	① 競争政策の強力な実施のための各種対応	81
② 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告	63	② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	81
③ 消費者政策の企画立案のための調査の実施	64	（5）環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	83
④ 審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任	64	① 低炭素社会作りに向けた国民運動の推進	83
（2）消費者教育の推進	65	② 循環型社会形成に向けた情報提供事業	84
① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	65	③ 循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等	85
② 地域における消費者教育推進のための体制の整備	65	④ 経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進	86
③ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等	66	⑤ 有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の理解と関心の増進	87
④ 消費者教育に使用される教材等の整備	66	5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	
⑤ 教育行政（学校教育・社会教育）と消費者行政の連携・協働（基盤的な情報の整備と体制作り）	67	（1）被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	88
⑥ 学校における消費者教育の推進	68	① 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の適正な運用	88
⑦ 地域における消費者教育の推進	70	② 製造物責任法に関する裁判例の収集・分析	90
⑧ 家庭における消費者教育の推進	71	③ 消費者に関する法的トラブルの解決	90
⑨ 事業者・事業者団体による消費者教育の推進	71		

④ 消費者紛争に関するADRの実施	91	他の法律への関与の在り方等の検討・措置)	103
⑤ 金融ADR制度の円滑な運営	91	② 国際業務実施体制の強化	103
⑥ 商品先物ADR制度の円滑な運営	91	③ 消費者委員会の事務局体制の充実・強化等	103
⑦ 住宅トラブルに関するADRの実施	92	④ 障害者の消費者被害の防止策の強化	104
⑧ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等	92	⑤ 国民生活センターによる消費生活センター等への相談支援機能強化	105
⑨ 「多重債務問題改善プログラム」の実施	93	⑥ 消費者政策の推進等に向けた関係省庁等の連携強化	105
⑩ 自殺対策基本法に基づく総合的な自殺対策の強化	93	⑦ 消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革	105
⑪ ギャンブル等依存症対策の強化	94	⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実	106
⑫ 生活困窮者自立支援法に基づく支援の推進	95	(2) 地方における体制整備	107
⑬ 成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催	96	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	107
(2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	97	② 地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)	108
① 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備	97	③ 地方公共団体との政策・措置に関する情報等の共有	108
② 個人情報保護法制の周知(個人情報保護法改正前)	97	④ 都道府県における法執行強化	109
③ パーソナルデータの利活用に関する制度改正(個人情報保護法改正後の個人情報保護法制の周知を含む。)	98	⑤ 「消費者ホットライン」の運用	109
④ マイナンバー制度の周知と適正な運用等	99	⑥ 消費生活以外の相談窓口へ寄せられた消費生活に関する相談の誘導	110
(3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	100	⑦ 消費生活相談情報の活用	110
① 越境消費者トラブルへの対応の強化	100	⑧ 国民生活センター相模原事務所研修施設及び「消費者行政新未来創造オフィス」での研修の実施	111
② 在留外国人の相談に対する体制の強化	100		
③ 二国間・地域間における政策対話・協力等の実施	101		
④ 多国間協力の実施	101		
⑤ 海外消費者関係法執行機関との連携	102		
6 国や地方の消費者行政の体制整備		(参考3) AI・IoT・ビッグデータ等に関連する施策の状況	
(1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化	103	① 自動運転の実現に向けた制度整備の推進	112
① 消費者行政体制の更なる整備等(所管法律の点検・評価及び		② 情報信託機能の社会実装・普及に向けた施策の推進	113
		③ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策の推進	114

1 消費者の安全の確保

(1)事故の未然防止のための取組

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(1) 事故の未然防止のための取組	①身近な化学製品等に関する理解促進	<p>「P R T Rデータを読み解くための市民身近な化学物質に関するガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた疑問に対応する「化学物質アドバイザー」の派遣【環境省、関係省庁等】</p>									(イ)「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック」の請求部数 (ロ)化学物質アドバイザーの派遣回数
		<p>(K P Iの現状) ※平成292018年度 (20192018年11月3日時点) (イ) P R T R市民ガイドブック (平成262016年度集計結果から作成) の請求部数 : 5507411, 099部 (2015年度集計結果から作成 : 6161, 928部) (ロ) 化学物質アドバイザーの派遣回数 : 17820回 (平成282017年度 : 2317回)</p>									
	②家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成	<p>必要に応じて、製品群ごとに手引きを作成又は改訂し、周知を実施【厚生労働省】</p>									(イ) 手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数 (ロ) 家庭用化学製品等を使用した際の危害報告の件数
		<p>(K P Iの現状) ※平成28年度 (イ) 手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数 (2018年度) : 0 1 件 (ロ) 家庭用化学製品等を使用した際の危害報告の件数 (2017年度) : 2, 0322, 108件 (平成272016年度 : 2, 0941, 621件)</p>									

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(1) 事故の未然防止のための取組	③軽井沢スキーバス事故を受けた対応		「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づく検討【国土交通省】							(イ) 再発防止策の取組状況 (ロ) 下限割れ運賃等についての通報窓口の設置	
			ランドオペレーターに係る規制の整備【国土交通省】		ランドオペレーターに係る規制の着実な実施【国土交通省】						
			運転者の技量チェックの強化、運行管理の強化等の貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化等【国土交通省】								
			貸切バスツアーに関する消費者意識調査を踏まえ、消費者が安全性を考慮してバスツアー商品を選択できるような環境整備を推進【消費者庁、国土交通省】								
			実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化【国土交通省】								
			利用者に対する安全性の「見える化」【国土交通省】								
		<p>(K P Iの現状) ※2018年度-(2018年11月1日現在)-</p> <p>(イ) 再発防止策の取組状況 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項について、以下の内容を含む85項目全てを着実に実施。(平成292017年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画募集のパンフレット等に貸切バスの運行事業者名を掲載(通達改正)。 比較サイト等において、セーフティバス認定のランク等が掲載されるよう、貸切バス事業者のASV技術搭載車両導入率等、貸切バス事業者に関する安全情報を更新するとともに、項目等を充実し公表。 ランドオペレーター(旅行サービス手配業)に係る規制の創設実施。(平成292018年度) 手数料等に係る取引対策の強化を実施。(2018年度) <p>(ロ) 下限割れ運賃等についての通報窓口を2016年8月に設置。</p>									

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(1) 事故の未然防止のための取組	④住宅・宅地における事故の防止	住宅における事故の防止のための助言等の支援【国土交通省】									(イ) 特定行政庁におけるマネジメント計画の実施状況
		宅地造成に伴う災害の防止のためのマニュアル等の改訂【国土交通省】									(ロ) マニュアル等の改訂数
<p>(K P I の現状) ※平成292018年度 (2018年11月1日時点)</p> <p>(イ) 特定行政庁におけるマネジメント計画の実施状況：394の特定行政庁において実施</p> <p>(ロ) マニュアル等の改訂数：2件 (2015年5月(大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説)、2016年2月(市街地液状化対策推進ガイダンス))</p>											
(1) 事故の未然防止のための取組	⑤基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組	建築会社が基礎ぐい工事の際して一般的に遵守すべき施工ルールの作成【国土交通省】	関係建設業団体及び建設会社におけるルールを受けた対応のフォローアップ【国土交通省】								(イ) 関係建設業団体及び建設会社におけるルールを受けた対応の実施状況 (ロ) 建築士の定期講習の実施状況
		基礎ぐい工事における工事監理を行うに当たっての留意点及び建築基準法上の中間検査の留意点の作成【国土交通省】	建築士や特定行政庁への周知【国土交通省】								
<p>(K P I の現状)</p> <p>(イ) 国土交通省が告示した一般的施工ルールやこれを受けて策定された業界団体ルールを自社の施工に取り入れている事業者：133社/133社 (2016年7月末)</p> <p>(ロ) 地盤・基礎に関する講習内容が国土交通省による追加・充実の依頼を反映している一級建築士定期講習の実施状況 (平成292018年度10月1日時点)：2018年度の受講者数 64,52018,69738,549名</p>											

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I		
							2020年度	2021年度	2022年度			
(1) 事故の未然防止のための取組	⑥ まつ毛エクステンションによる危害の防止	<p>実態把握を行い、地方公共団体に対応を要請【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】</p>	<p>継続的に事故情報を収集し、美容師への教育や地方公共団体における指導監督を実施【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】</p>									まつ毛エクステンションに係る被害件数
			<p>(K P I の現状) ※2018年度(2018年11月1日時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故情報データベースへのまつ毛エクステンションに関する事故情報登録件数(2018平成29年度発生) : 2848101件 (2017平成28年度: 101444件) (消費者庁) 各地方公共団体(衛生主管部局)で把握した健康被害等の件数(2017平成28年度) : 143459件 (2016平成27年度: 159475件) (厚生労働省) 									
(1) 事故の未然防止のための取組	⑦ 子どもの不慮の事故を防止するための取組	<p>「子どもを事故から守る!プロジェクト」の展開、子どもの不慮の事故を防止するための普及活動の推進等【消費者庁、経済産業省、関係府省庁等】</p>									<p>(イ) 「子どもを事故から守る!プロジェクト」の普及活動の実施状況</p> <p>(ロ) 分析・調査の実施状況</p>	
		<p>子どもの事故の動向の分析及び子どもの事故に関する保護者等の意識・行動調査の実施【消費者庁】</p>			<p>子どもの事故の動向の分析【消費者庁】</p>			<p>「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の開催【消費者庁、関係府省庁】</p>				
<p>(K P I の現状) ※2018平成29年度</p> <p>(イ) 「子どもを事故から守る!プロジェクト」の普及活動の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども安全メール登録件数(20192018年3月12日3月末時点) : 約2423,000件 (2017平成28年度: 約23,00031,497件) 子ども安全メール配信回数(2018年度平成29年4月から2018平成30年12月31日3月末まで) : 385062回 (2017平成28年度: 6254回) 子どもを事故から守る!Twitterフォロワー数(20192018平成30年12月31日3月末時点) : 約5,0006,0005,300人 子どもを事故から守る!Twitter発信件数(2018年度平成29年4月から2018平成30年12月31日3月末まで) : 110122117件 (2017年度: 118件) <p>(ロ) 分析・調査の実施状況</p> <p>2016年度に、人口動態調査の調査票(20120年から2014年までの5年分。非公表の死亡票を含む詳細データ)を基に事故の動向分析を実施。</p>												

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(1) 事故の未然防止のための取組 ⑧危険ドラッグ対策の推進		<第四次薬物乱用防止五か年戦略等の推進> 【内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁】			<第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進>						(イ) 国内外で流通が確認された危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定状況 (ロ) 危険ドラッグの監視指導等の強化状況 (ハ) 調査を実施した通信販売サイト数、表示の是正要請した通信販売サイト数、行政処分した通信販売サイト運営事業者数 (ニ) 普及啓発活動の実施状況 (ホ) 薬物乱用防止教育の取組状況 (ヘ) UNODC (国連薬物・犯罪事務所) が実施するグローバルSMARTプログラムへの協力状況
		・危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定 ・医薬品医療機器等法を踏まえた指導取締の徹底【厚生労働省】									
		危険ドラッグの監視指導等の強化【厚生労働省、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、海上保安庁】									
		特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供(不定期)【消費者庁、警察庁、厚生労働省】									
		危険ドラッグの正しい知識の普及啓発【内閣府、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係省庁等】									
		学校における薬物乱用防止教育の充実【文部科学省、警察庁、厚生労働省、関係省庁等】									
		UNODCが実施するSMARTプログラムへの継続的な拠出 危険ドラッグに係る各種国際会議への積極的な参加【外務省】			危険ドラッグ問題の動向を踏まえつつ、UNODCとの連携を追求【外務省】						
		※—第五次薬物乱用防止五か年戦略の策定時において、— 施策の内容等が整理される見込み。—									

<p>(1) 事故の未然防止のための取組</p> <p>⑧危険ドラッグ対策の推進</p>	<p>(K P I の現状) ※2018平成29年度(2018年11月1日時点)</p> <p>(イ) 新たに指定した指定薬物：1449物質 (2018平成29年度(20192018平成29年3月31日時点))</p> <p>(ロ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方厚生局麻薬取締部において、2017平成28年、医薬品医療機器法違反で8994事件7788名を検挙した (2016平成27年：94142事件88166名)。 水際の検査命令対応として、2015年2月から20192018平成29年3月31日月末までに時点で指定薬物相当の輸入品969893物品の輸入通関を差し止め、そのうち23物品に検査命令を実施(2017平成28年度：指定薬物相当の輸入品9366物品の輸入通関を差し止め、そのうち2321物品に検査命令を実施)。(厚生労働省) ・平成201829年上半期、危険ドラッグ関連事犯事件を256328383628事件 (前年同期比：28.339.027.3%減)、261396651人 (前年同期比：29.539.29.2%減) 検挙した (平成201728年：628864事件、651920人)。(警察庁) (※2018年上半期の暫定値である。) ・20182017年の税関における指定薬物の摘発件数：218274件 (前年比：2142.5%減) (財務省) <p>(ハ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・削除要請したサイト数：3053、そのうち閉鎖されたサイト数：247 (2014年12月から2018平成28年112月まで) (厚生労働省) ・2018平成29年度11月1日時点において、調査を実施したサイト数：1311 (2017平成28年度：110)、表示の是正を要請した通信販売サイト数：1 (2017平成28年度：110) (消費者庁) <p>(ニ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種広報啓発活動の推進により、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。(警察庁) ・ウェブサイトや薬物乱用防止教室を通じた普及啓発を実施中。(財務省) ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の国民的啓発運動にあわせ、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、キャンペーンの実施等、広報啓発活動の推進を図った。また、関係機関や薬物乱用防止教室において講演を実施し、危険ドラッグ等の危険性・有害性について意識の醸成を図った。(厚生労働省) ・自動車運送事業者に対し、監査や啓発活動の推進等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を図る。(国土交通省) ・20182017年においては、非行防止教室を1,7054,654件 (20172016年：1,6541,875件) 開催し、その一環として薬物乱用問題を取り扱った。(法務省) ・講演会の開催等を通じ、産業界等に対して、我が国における麻薬等原材料輸出規制制度等の周知その他関連情報について提供を行うとともに、事業者における自主管理の徹底等を要請した。(経済産業省) ・海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼び掛けた。(海上保安庁) <p>(ホ) 薬物乱用防止教室の開催率 (2017平成28年度実績) (文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：79.17.3% (2016平成27年度：77.36.2%) ・中学校：91.0% (2016平成27年度：91.088.9%) ・義務教育学校：83.3% (2016年度：100.0%) ・高等学校：86.43% (2016平成27年度：86.34.6%) ・中等教育学校：66.776.9% (2016平成27年度：76.98.0%) <p>(ヘ) 2018平成29年度においても、UNODCが実施するグローバルSMARTプログラムに対し、15万ドルを拠出した (2017平成28年度：15万ドル拠出)。(外務省)</p>
--	---

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 事故の未然防止のための取組	⑨ 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討			臍帯血プライベートバンクへの業務内容等の届出依頼、関係機関に対する公的バンクの周知依頼等【厚生労働省】	「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」において、臍帯血の品質管理・安全性の確保、契約者への情報提供などについての実効性を継続的に検証・検討。また、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供に関する法律」等の改正内容について関係機関に周知【厚生労働省】	「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」において、各取組の実効性を検証・検討（2019年度以降については、臍帯血を用いた医療の提供状況を勘案し、必要に応じて開催）【厚生労働省】				(イ) 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討 (ロ) 臍帯血プライベートバンクからの事業実績のウェブサイト公開と確認等
					臍帯血プライベートバンクから届出のあった事業実績等のウェブサイト公開等【厚生労働省】					
<p>(K P I の現状) ※平成292018年度 (2018年11月1日時点)</p> <p>(イ) 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討：平成292018年114月に第2回検証・検討会議を開催</p> <p>(ロ) 臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等：業務内容等について届出のあった62社について、事業の実施状況・実績等 (2018年3月31日時点) を確認ウェブサイトで公開</p>										

1 消費者の安全の確保

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 ① 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	<事故情報の迅速かつ的確な収集・公表>【消費者庁、関係省庁等】 ※関係省庁等と連携の上、消費者庁が事故情報の一元的な収集等を行う。								
	消費者安全法に基づく消費者事故等の通知の収集・公表【消費者庁】								
	消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告の収集・公表【消費者庁】								
	事故情報データベースによる事故情報の一元的な収集・公表【消費者庁、関係省庁等】 事故情報データベースの質の向上に関する取組【消費者庁、関係省庁等】								
	第3期医療機関ネットワーク事業の実施【消費者庁】			第4期医療機関ネットワーク事業の実施【消費者庁】			第5期医療機関ネットワーク事業の実施【消費者庁】		
	収集した事故情報を分析し、消費者への注意喚起等を実施【消費者庁、関係省庁等】								
	教育・保育事故検討会最終取りまとめ報告と検証とガイドラインについて地方自治体への通知【内閣府、文部科学省、厚生労働省】			SNS上のトラブル情報の把握・関係機関への提供【消費者庁】 情報提供先の拡大を検討【消費者庁】 検討結果を踏まえ、情報提供先を拡大【消費者庁】					
	教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議の設置と事故の再発防止策に関する検討、地方公共団体による重大事故の検証の実施【内閣府、文部科学省、厚生労働省】								
	(イ) 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知件数:2,906件(2015年3月末) (ロ) 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告件数:892件(2015年3月末) (ハ) 医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの事故情報報告件数:7,853件(2015年3月末) (ニ) 事故情報データベースへの事故情報登録件数:28,864件(2015年3月末) (ホ) 生命・身体分野に関する注意喚起件数(消費者安全法に基づくものを除く。):12件(2015年3月末) (ヘ) SNS上の消費者被害・トラブル情報の抽出回数:10回(2017年度)								

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	① 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	商業施設内の遊戯施設における事故防止に関するガイドラインの策定【消費者庁、経済産業省】		商業施設内の事故防止策の更なる検討【消費者庁、経済産業省】							(△ト) 消費者安全法に基づく生命・身体分野への措置件数(第38条～第42条関係) : 1件(2015年3月末) (トチ) 商業施設外を含めた遊戯施設に関する消費者への情報発信の件数
		商業施設外を含め、遊戯施設の事故情報を収集・公表し、消費者に注意喚起【消費者庁、関係省庁】									
		関係省庁連絡会議等を通じ、商業施設外を含めた遊戯施設の安全対策の強化を推進【消費者庁、関係省庁】									
		(K P Iの現状) ※平成29(2018)年度(2018年11月1日時点) (イ) 消費者事故等の通知件数 : 2,680 2,695 1,353 件 ※2018年度10月1日時点 (ロ) 重大製品事故の報告件数 : 845 837 440 件 (ハ) 医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの事故情報報告件数 : 5,576 5,791 3,405 件 (ニ) 事故情報データベースへの事故情報登録件数 : 25,332 18,271 10,406 件 (ホ) 生命・身体分野に関する注意喚起件数(消費者安全法に基づくものを除く。) : 481 2 6 件 (ヘ) SNS上の消費者被害・トラブル情報の抽出回数 : 13回 1 件 (△ト) 消費者安全法に基づく生命・身体分野への措置件数(第38条～第42条関係) : 0 1件 (トチ) 商業施設外を含めた遊戯施設に関する消費者への情報発信の件数 : 3 1件									
	② 緊急時における消費者の安全確保	・緊急事態等における政府一体となった迅速かつ適切な対応訓練及び事態発生時における政府一体となった迅速かつ適切な対応 ・毎年度関係府省庁連携の緊急時対応訓練を実施【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】									緊急時対応訓練の回数 毎年度1回実施
		(K P Iの現状) ※2018年度 緊急時対応訓練の回数 : 1回									

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	③リコール情報の周知強化									(イ) リコール情報登録件数：3,450件 (2015年3月末) (ロ) メルマガ登録者数：7,001件 (2015年3月末) (ハ) 当該年度月当たり平均サイトアクセス件数：約222万件 (2015年3月末)	
		リコール情報の効果的な発信【消費者庁、関係省庁等】									
		地域のネットワーク等を活用した情報提供を推進		改正消費者安全法の施行を踏まえ引き続き推進【消費者庁】							
(K P I の現状) ※平成292018年度末時点-(2018年12月末時点)- (イ) リコール情報登録件数：5,466,019件、15,892件 (ロ) メルマガ登録件数：8,064,295件、7,972件 (ハ) 平成292018年度月当たり平均サイトアクセス件数：約699,990万件 (4月1日～7月31日まで)、 約106,105万件 (8月1日以降～12月31日) ※ 2018年8月から、消費者庁におけるウェブサイトアクセス件数の集計方式が変更されたため、数値を分けて記載している。											
	④製品安全に関する情報の周知									経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構等が行う製品安全に関する情報の提供件数(プレスリリース数等)	
		製品安全に関する情報を事業者、団体等と連携して消費者等に提供【経済産業省】									
(K P I の現状) 経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイトを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信。独立行政法人製品評価技術基盤機構では、経済産業省及び関係団体と協議を行い、毎月1回以上のプレスリリースを行っている。											

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	⑤道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施									(イ) 法令等の見直し状況：2006年法令改正、2011年通達改正 (ロ) リコール届出件数：355件、リコール対象台数：9,557,888台（全て2014年度）
		自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施【国土交通省】								
(K P I の現状) ※2018平成29年度 (20182019年3月31日時点) (イ) 法令等の見直し状況：自動車のリコールの迅速かつ確実な実施のための道路運送車両法改正法が成立した (2015平成27年6月)。 (ロ) リコール届出件数：408377件 (20172018年度) (20162017年度：364377件)、 リコール対象台数：8,217,3407,702,340台 (20172018年度) (20162017年度：7,702,34015,848,401台)										
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	⑥高齢者向け住まいにおける安全の確保	事故予防・対応の規定をガイドラインに位置付け【厚生労働省】								ガイドラインに基づく地方公共団体自治体の指導指針における事故予防・対応に係る規定の追加状況
		事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底【厚生労働省、国土交通省】								
(K P I の現状) ※2018平成29年度 厚生労働省のガイドラインの改正に基づく地方公共団体の指導指針の反映状況：121444団体においてのうち全て反映済み (2017平成28年度：114443団体で反映済み)。										

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止	①消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施	事故等原因の調査【消費者庁】								
		フォローアップ【消費者庁】								
				改正法施行後5年見直し 改正法の規定の施行状況に関する検討（施行後5年経過に伴うもの）【消費者庁】			必要に応じて措置を実施【消費者庁】			事故等原因調査等の実施数、申出受付件数
(K P Iの現状) ※平成29(2018)年度(2018年11月1日時点) 事故等原因調査等の実施数：15件(平成28(2017)年度：1315件) 申出受付件数：294347件(平成28(2017)年度：249326294件) ※件数は、消費者安全調査委員会発足(2012年10月)以降の実績										
②昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた必要な技術基準の見直し、調査結果の公表、建築基準法改正法(2014年6月4日公布)により創設された国の調査権限の活用等による迅速な原因究明及びそれを踏まえた再発防止等【国土交通省】									
	昇降機等の点検項目の見直し【国土交通省】		遊戯施設の客席部分の身体保持装置の技術基準の見直し【国土交通省】		遊戯施設の客席部分の離隔距離の技術基準の見直しの検討・実施【国土交通省】					
(K P Iの現状) ※平成29(2018)年度(2018年11月1日時点) (イ) 昇降機(平成28(2017)年11月)・遊戯施設(平成29(2018)年2月)の点検項目、遊戯施設の客席部分の身体保持装置(同年3月)の基準改正を行った(それぞれ平成29(2018)年4月、同年10月、平成30(2019)年4月に施行)。 (ロ) 調査結果(報告書)の公表：942件(2015年度～平成28(2017)年度：421件)										

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
③	国民生活センターにおける商品テストの実施	有識者や研究機関等の知見を活用した、地方公共団体からの依頼によるものを始めとする商品テストの実施【消費者庁】									地方公共団体からの商品テスト依頼への対応状況
		「消費者行政新未来創造オフィス」における、徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストプロジェクトの実施【消費者庁】									
	(K P I の現状) ※2018平成29年度(20192018年3-9月末時点) 地方公共団体からの商品テスト依頼に対応した件数：291344155件 (2017平成28年度：373344件) 対応内容の内訳は以下のとおり。 ・商品テストを受け付けた件数：22411218件 (2017平成28年度：205221件) ・過去の事例や知見により技術相談に対応した件数：4234473件 (2017平成28年度：46812373123件)										
④	消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等	消費生活用製品安全法等に基づく収集された事故情報の原因究明調査、事故の再発防止のための必要な措置【消費者庁、経済産業省】									重大製品事故の報告件数目標値：前年度比減
		(K P I の現状) ※平成292018年度(2018年12月31日時点) 重大製品事故の報告件数：845837577件 (平成282017年度：802845件)									
⑤	製品等の利用により生じた事故等の捜査等	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止【警察庁】									製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対し通知した件数
		(K P I の現状) ※2018平成29年度(2018年10月18日時点) 製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対して通知した件数：6510339件 (2017平成28年度通知件数：4773件) (警察庁)									
⑥	製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計、製造事業者名と製品名等を四半期ごとに全国の消防機関へ通知するとともに公表、収集した火災情報の共有と連携した製品火災対策の推進【総務省消防庁、経済産業省】									収集した火災情報の件数
		(K P I の現状) ※平成282017年 製品の不具合により発生したと判断された火災：488192件 (平成272016年：442196188件) (総務省消防庁)									

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 食品の安全性の確保	① 食品安全に関する関係府省の連携の推進									関係府省間の連携強化を図るための各種会議の開催状況 (イ) 関係府省連絡会議：年度内2回開催 (ロ) 関係府省連絡会議幹事会：原則毎週開催 (ハ) リスクコミュニケーション担当者会議：隔週開催 (ニ) リスク情報関係府省担当者会議：毎月開催
		「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を始めとする各種会議等の定期的な開催、緊急事態等の発生時における迅速かつ適切な対応【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】								
		(K P I の現状) ※2018平成29年度(2018年12月末時点) (イ) 関係府省連絡会議： 1 2回 (2017平成28年度：2回) (ロ) 関係府省連絡会議幹事会： 3446 46回 (2017平成28年度：4646回開催) (週1回) (ハ) リスクコミュニケーション担当者会議： 172325 25回 (2017平成28年度：25回) (隔週1回) (ニ) 食品リスク情報関係府省担当者会議： 91212 12回 (2017平成28年度：12回) (月1回)								
(4) 食品の安全性の確保	② リスク評価機関としての機能強化									海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備の継続的实施【食品安全委員会】
		(K P I の現状) ※2018平成29年度(2018年11月1日時点) 協力覚書に基づき、1機関と定期会合を実施するとともに、 欧州食品安全機関と共同で食品のリスク評価分野における国際協力に関する国際会議を開催した。 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省と合同で、新たに1機関と協力覚書を締結した。(2017平成28年度：1機関と締結)								

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 食品の安全性の確保	③ 食品安全に関するリスク管理	食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施【厚生労働省】								
		国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等の実施【農林水産省】 ※危害要因ごとに順次調査を実施し、必要に応じて低減対策の検討等を実施する。実施時期は危害要因により異なる。								
					・ 第196回国会で食品衛生法等の一部を改正する法律が成立 ・ 施行準備（特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集等） 【厚生労働省】					
(K P Iの現状) ※ 2018平成29年度 —(2018年11月1日時点)— (イ) 食品添加物の新規指定件数：(2017年度) 0件 (2016平成28年度：5件) (ロ) 食品中の農薬等の残留基準の設定件数：(2017年度) 13343件 (2016年度：60件) (ハ) 食中毒事件発生件数：(2017年) 1,014件 (2016年：1,139件) (ニ) 危害要因に関する実態調査の実施件数： 232920 件 (平成282017年度：2930件) (ホ) 低減対策をまとめた指針等の作成状況： 40824 本 (平成282017年度：4013本)										

1 消費者の安全の確保

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 食品の安全性の確保 ④食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	各年度、時宜に適ったテーマを選定し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】								意見交換会の開催回数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>「総合的なTPP等関連政策大綱」も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションを実施推進【消費者庁、内閣官房、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」を踏まえ、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションを実施【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分わかりやすい情報発信の取組【消費者庁、関係府省】</p> </div>								
(K P I の現状) ※ 2018平成29年度 (2018年12月末時点) 2018平成29年度 に開催した意見交換会： 7 44 回実施 (2017平成28年度：11 4 回実施) 【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】									

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 食品の安全性の確保	⑤ 輸入食品の安全性の確保	輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の三段階の監視指導の実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実。【厚生労働省】 ※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食品監視指導計画を策定								輸入食品モニタリング検査目標達成率 目標値：100%
		在外公館の「食の安全」担当官による関係政府機関との連絡体制の構築と、個別問題の発生時の情報収集及び働き掛け等の体制整備・維持【外務省】								
<p>(K P I の現状) ※20182017平成28年度 輸入食品モニタリング検査目標達成率：集計中102% (20172016平成27年度：102%) ※輸入食品監視指導計画で定めた検査目標件数を超えて検査を実施したため、100%を超過した数値となっている。</p>										
	⑥ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進のため、正確な情報提供を継続して実施【消費者庁、関係府省等】 ※環境変化に応じて、理解増進の取組を見直し								(イ) 理解増進の取組見直しの実施状況 (ロ) 検査機器の貸与の状況
		<p>地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制の支援（検査機器の貸与等）【消費者庁】</p> <p>「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の実施【消費者庁】</p>								
<p>(K P I の現状) ※2018平成29年度—(2018年12月末時点)— (イ) ・消費者に最近の情報を届けるため、改訂した冊子「食品と放射能Q&A」（第12版）、「食品と放射能Q&Aミニ」（第4版）を2018年3月に公表。 ・「風評被害に関する消費者意識調査の実態調査」の第1244回を20192018年2月に実施し、調査結果を2019年3月に公表。 ・「放射性物質をテーマとした食品安全に関するインターネット意識調査」を20192018年1月に実施し、調査結果を2019年3月に公表。 (ロ) ※平成29年度 貸与台数：250232266台 (194179206地方公共団体) (2017平成28年度：266294台 (206225地方公共団体))</p>										

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 食品の安全性の確保	⑦ 農業生産工程管理 (GAP) の普及推進	ウェブサイト等の活用による、普及啓発「輸出用GAP等普及推進事業」による、ガイドラインに則したGAPの導入促進【農林水産省】	指導体制の強化等を通じた、国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大促進【農林水産省】			ほぼ全ての国内の産地で国際水準GAPの取組の拡大促進【農林水産省】			(イ) 各県内のGAP指導体制における指導員数を全国で1,000人以上育成確保 (2018年度) (ロ) GAPの認証取得数を2017年4月から3倍以上に拡大 (2019年度)	
			(K P I の現状) ※平成292018年度 (2018年11月1日時点) (イ) 各都道府県におけるGAPの指導員数：976名 (2018年9月30日時点) (290名 (2017年6月1日時点)) (ロ) 国内におけるGAPの認証取得経営体数：約4,800経営体 (2018年6月末時点) (約4,500経営体 (2017年4月末時点))							
⑧ 中小規模層の食品製造等事業者のHACCP導入の促進		・ HACCP支援法に基づく、HACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援【厚生労働省、農林水産省】 (HACCP：危害要因分析・重要管理点) ・ 中小規模の食品等事業者を主な対象として、高度化基盤整備の普及・定着のための研修、衛生管理計画作成のための研修、HACCP導入のための現場責任者・指導者養成のための研修、消費者のHACCPへの理解促進の取組等の支援【厚生労働省、農林水産省】			・ HACCP支援法に基づく、HACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援【厚生労働省、農林水産省】 ・ 中小規模の食品等事業者を主な対象として、HACCP導入のための研修、衛生管理計画作成のための研修、HACCP導入のための指導者養成のための研修、消費者のHACCPへの理解促進の取組等の支援【厚生労働省、農林水産省】			食品製造事業者におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合 目標値：80% (2021年度)		
		HACCPに沿った衛生管理の制度化について検討【厚生労働省】			・ 第196回国会で食品衛生法等の一部を改正する法律が成立 ・ 施行に向け、政省令等を公布【厚生労働省】					
HACCPに沿った衛生管理の制度化の検討、食品等事業者団体が策定する手引書の策定過程での助言及び確認【厚生労働省】			HACCPの制度化を踏まえた、食品等事業者向け手引書の作成支援【農林水産省】							
(K P I の現状) ※2018年度 (2018年11月1日時点) 食品製造事業者におけるHACCPに基づき沿った衛生管理を実施している事業者の割合：2934% (従業員5人以上の事業者) (平成282017年度「食品製造業におけるHACCP導入状況実態調査」結果) (平成272016年度：239%) ※HACCPに沿った衛生管理の制度化等を含む「食品衛生法等の一部を改正する法律案」をが第196回通常国会に提出しているで成立し、2018年6月13日に公布。										

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 食品の安全性の確保	⑨食品のトレーサビリティの推進	米穀事業者に対する立入検査等の実施、調査結果に基づく措置【農林水産省、国税庁、消費者庁】								
		「実践的なマニュアル」の内容拡充【農林水産省】								
		「実践的なマニュアル」を活用した普及推進活動の実施【農林水産省】								
		(K P I の現状) (イ) ※2018平成29年度 ・米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率：2017平成28年度：99.8% (2016平成27年度：99.86%) (農林水産省) ・米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率 (2018平成29年4月から同年9月までの集計値)：99.499.5% (2017平成28年度：99.4%、2016平成27年度(平成27年7月から平成28年3月までの集計値)：99.40%) (国税庁) (ロ) ※2017平成28年度 ・生産者における基礎トレーサビリティの取組率：67.0% (2016年度：72.4%) ・流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率：41.0% (2016年度：44.5%)								
	⑩食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進	(引き続き食品関係企業における「コンプライアンス」の徹底を促進) ・食品事業者向けのマネジメント研修の開催 ・「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」の周知・啓発【農林水産省】								
		(K P I の現状) ※平成282018年度(2018年11月1日時点)未時点 食品関係事業者の企業行動規範等策定率及び策定後の見直し・改善の実施率 策定率：20172016年度：7268% (20162015平成27年度：6874%)、改定率：20172016年度：6268% (20162015平成27年度：6869%)								

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 食品の安全性の確保	⑪食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯の取締りの推進	関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り【警察庁】								該当する事犯に対する取締状況
	<p>(K P I の現状) ※平成292018年の取締り状況(確定は2019年3月頃)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生関係事犯：21●21事件(前2017年：21事件)、検挙人員28●32人(前2017年：4228人) 食品の産地等偽装表示事犯：5●5事件(前2017年：115事件)、検挙人員10●19人(前2017年：2010人) 									
(4) 食品の安全性の確保	⑫流通食品への毒物混入事件への対処	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止【警察庁、関係省庁等】								関係行政機関との情報交換状況
	<p>(K P I の現状) ※2018平成29年度(2019年1月8日時点)</p> <p>発生した流通食品への毒物混入事件等はない。(2017平成28年度もなし)</p>									

1 消費者の安全の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 食品の安全性の確保	⑬ 廃棄食品の不正流通事案	<p>排出事業者による転売防止対策の強化【環境省、農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品事業者が取り組むべき指針（食品リサイクル法上の省令）の見直し ・排出事業者責任の徹底、許可を取消された廃棄物処理業者等に対する措置（2017年の通常国会で廃棄物処理法が成立） 					<p>食品リサイクル法等に基づく対応を実施【農林水産省、環境省】</p>			
		<p>○食品関連事業者による食品の適正な取扱いに係る対策</p> <p>食品等事業者による食品の適正な取扱いに係る対策【厚生労働省、消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に基づく監視指導の徹底 ・食品表示法に係る周知 								
<p>(K P I の現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年1月に食品関連事業者が取り組むべき指針（食品リサイクル法上の省令）の改正を行うとともに、食品関連事業者向けのガイドラインを策定。（農林水産省、環境省） ・産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアルを策定、都道府県等へ通知（2016年6月21日）。（環境省） ・排出事業者責任の徹底について、都道府県等へ通知（2017年3月21日付け）するとともに、排出事業者が講ずべき具体的な措置（処理状況の確認等）のチェックリスト作成についても通知した（2017年6月20日付け）。（環境省） ・2016年度にから、電子マニフェストシステムの改修を実施中。（環境省） 										

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用	① 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行【消費者庁】									景品表示法に基づく措置命令件数（都道府県によるものを含む。）及び課徴金納付命令件数並びに指導件数
		課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し【消費者庁】									
<p>(K P I の現状) ※平成292018年度-(2018年11月1日時点)-</p> <p>消費者庁による措置命令：504624件（平成282017年度：2750件）、指導：集計中96216件（平成282017年度：138179件）</p> <p>課徴金納付命令：192014件（平成282017年度：119件）、課徴金納付命令に係る返金計画に対する処分件数：10件（認定1件）</p> <p>（平成282017年度：31件（認定21件、不認定1件））</p> <p>都道府県による措置命令：892件（平成282017年度：18件）</p>											
	② 景品表示法の普及啓発	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発【消費者庁】									(イ) 景品表示法に係る説明会の参加者数、説明会における理解度 (ロ) パンフレットの配布状況（配布部数）
		違反事例の整理【消費者庁】 周知活動【消費者庁】									
<p>(K P I の現状) ※平成292018年度-(2018年11月1日時点)-</p> <p>(イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 景品表示法に係る説明会の参加者数：11,40911,0005,000人程度（平成282017年度：10,40911,400人程度） 講師派遣回数：16314838回（平成282017年度：153163回） 説明会の参加者アンケート結果から見る参加者の理解度：約9594%（平成282017年度：約9495%） <p>※消費者庁から職員を派遣した、消費者団体や事業者団体等の団体が主催する景品表示法に関する説明会等において実施したアンケートの結果</p> <p>(ロ)</p> <ul style="list-style-type: none"> パンフレットの配布部数：約6,47012,0009,840部（平成282017年度：約92,6506,470部） 打消し表示に関する報告書の配布部数：約1,000部（2018年度） 											

2 表示の充実と信頼の確保

(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用	③公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援【消費者庁、公正取引委員会】									(イ) 公正競争規約を運用する関連団体等が主催する研修会等の参加者数 (ロ) 公正競争規約を運用する関連団体等への講師派遣実施率
(K P I の現状) ※平成292018年度(2018年11月1日時点) (イ) 研修会等の参加者数：4,4004,3503,280人程度(平成282017年度：3,2704,400人程度) (ロ) 講師派遣実施率：491614%(平成282017年度：1719%) ※講師派遣実施率の計算式：(派遣公正取引協議会数/全公正取引協議会数)×100											

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2)商品・サービスに応じた表示の普及・改善	①家庭用品表示の見直し	家庭用品品質表示法の普及啓発活動【消費者庁】								
		<洗濯表示の見直し関係> ・新たな洗濯表示の普及啓発活動【消費者庁】								
		<その他対象品目及び表示の標準の見直し> 2015年度 ・見直しの検討（現状調査、勉強会の運営等） 2015～2016年度 ・政令、府令等の改正（品目関連） ・4つの規程の改正（表示関連） 【消費者庁】			<その他対象品目及び表示の標準の見直し> 改正内容の普及、啓発活動【消費者庁】					
		必要に応じた対象品目等の見直し【消費者庁】								
(K P I の現状) ※平成292018年度-(2018年11月1日時点)- (イ) 446回の講師派遣を行った(平成282017年度:4911回)。平成292018年5月に行った国民生活センターへの講師派遣ではアンケート回答者の98割超が「役立った」を選んでいた。 (ロ) 新しい洗濯表示に関し、ポスター、リーフレット、すごろく及びかるたを配布するなど、認知度を高めるべく普及・啓発を行っている。また、政府インターネットテレビの動画コンテンツをウェブサイトに掲載するとともに、これを収録したDVDを配布した。										

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2)商品・サービスに応じた表示の普及・改善	②住宅性能表示制度の普及推進及び評価方法の充実	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実【消費者庁、国土交通省】									住宅性能表示制度関連の講習会等の実施状況
		(K P I の現状) ※平成292018年度(2018年11月1日時点)登録評価講習機関による評価員講習会を774回実施。その他、各種講演会等において制度の周知を実施。									
(2)商品・サービスに応じた表示の普及・改善	③省エネ性能表示の普及促進	省エネ関連の講習会等による普及促進【国土交通省】									省エネ性能表示の普及活動実施状況
		(K P I の現状) ※平成292018年度(平成292018年12月1日時点)省エネ関連の講習会において、省エネ性能表示についての説明を実施中(平成292018年度：499113回実施予定(平成282017年度：494112回実施)。)。									
(2)商品・サービスに応じた表示の普及・改善	④特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用	指定建物錠の性能表示についての検証【警察庁】									指定建物錠の性能表示の検証の実施状況
		(K P I の現状) ※2018年度(2018年11月1日時点)20192018平成30年1月に指定建物錠の性能表示についての検証を実施。(20172016平成28年度は20182017平成29年1-2月に実施)									

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2)商品・サービスに応じた表示の普及・改善	⑤医療機関のウェブサイトホームページによる情報提供		美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知【厚生労働省、消費者庁】							地方公共団体における医療広告及び医療機関のウェブサイトホームページに関する相談・指導件数等
		地方公共団体における医療広告及び医療機関のウェブサイトホームページに関する相談・指導件数等を把握し、医療機関ホームページガイドライン策定等の取組の効果を検証【厚生労働省】	地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告及び医療機関のウェブサイトホームページに関する相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、医療機関ホームページガイドライン等の取組の効果を検証【厚生労働省、消費者庁】							

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 ①新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等	新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発 (※個別課題の検討結果を踏まえた制度改正の内容についても随時実施) 【消費者庁】								(イ) 食品表示制度に関する消費者の理解度 (ロ) 講師派遣回数
				食品表示法附則第19条の規定に基づく見直しの検討【消費者庁】					
	実態を踏まえた個別課題の検討【消費者庁】								
	インターネット販売等における食品表示の検討【消費者庁】								
	加工食品の原料原産地表示の検討・食品表示基準の改正【消費者庁】								
	遺伝子組換え表示の検討・食品表示基準の改正【消費者庁】								
	食品添加物表示の検討【消費者庁】								
	機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示することができる制度の適切な運用、及び消費者、事業者等に対する制度に関する普及啓発【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】								
	新たに施行される機能性表示食品制度の残された検討課題について検討【消費者庁】			施行状況の検証を行い、必要に応じて制度の見直しをの検討を実施【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】					
				機能性表示食品の届出等に関するガイドライン等の改正【消費者庁】	機能性表示食品制度届出データベースの改修【消費者庁】				
		特定保健用食品の製品に係る公開情報の充実【消費者庁】			国立健康・栄養研究所の製品情報データベースの改修【消費者庁】				

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 ①新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等				栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育等【消費者庁】 徳島県における栄養成分表示・保健機能食品の消費者教育モデル事業実施【消費者庁】			地方公共団体等における消費者教育の実施【消費者庁】			
				栄養成分表示への関心を高める環境づくりの推進及び健康づくりに役立つ情報源としての栄養成分表示の活用促進【消費者庁】			食品関連事業者等が自主回収情報を行政機関に届出報告し、行政機関が公表国民に提供する仕組みを構築【消費者庁】			
				食品表示法の改正【消費者庁】			食品表示法改正法の施行に向け政令等を策定【消費者庁】			
(K P I の現状) ※2018平成29年度(2018年11月1日時点) (イ) 食品表示制度に関する消費者の理解度(表示制度 理解度/目標値) : 検討中調査中(2017年度: 食品添加物 20.1%/43.5%、 栄養成分表示 38.7%/35.0%、特定保健用食品 32.2%/41.9%、機能性表示食品 15.3%/40.7%) (ロ) 講師派遣回数: 16277135回(平成282017年度: 74162回) (内訳: 消費者向け 342127回、事業者向け 11357101回、その他(行政機関、学会等) 321213回) ※対象が複数ある場合もあるため、合計は一致しない。										

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(3)食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用	②健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底【消費者庁】								
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 食品の機能性等を表示する制度改正の可否の検討【消費者庁】 </div>								
<p>(K P Iの現状) ※平成292018年度(2018年11月1日時点)</p> <p>改善要請件数：580243274105事業者(平成282017年度：372381事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月28日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(平成28年4月～平成29年3月)」336事業者389商品(改善率：100%) ・平成29年7月28日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(平成29年4月～6月)」104事業者125商品(改善率：100%) ・平成29年11月2日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(平成29年7月～9月)」140事業者153商品(改善率：100%) ・平成302018年1-8月3122日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(平成292018年10月～12月)」83105事業者92119商品(改善率：100%未集計：100%) ・2018年11月9日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(2018年7月～9月)」60事業者64商品(改善率：100%) ・2019年2月1日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(2018年10月～12月)」78事業者83商品(改善率：100%) ・2019年4月24日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(2019年1月～3月)」31事業者32商品(改善率：100%) 										

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用	③ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	<p><食品表示に関する関係法令の効果的な執行> 食品表示連絡会の実施等による関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県等と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援 【消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省】</p> <p><地域における関係機関の連携> ブロックレベル、都道府県レベルでの監視協議会の開催 【農林水産省、警察庁、国税庁、消費者庁】</p> <p>巡回調査等の実施【農林水産省、国税庁】</p> <p>DNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視【農林水産省】</p>								食品表示法に基づく措置の実施状況
	<p>(K P I の現状) ※平成292018年度(平成292018年12月1日時点) 食品表示法に基づく指示(2019年3月末時点) : 3123件、指導(平成292018年9月末時点) : 40787件(平成282017年度 : 指示1211件、指導277231件)(消費者庁、国税庁、農林水産省)</p>									
	④ 米穀等の産地情報の伝達の適正化	<p><米トレーサビリティ法第4条、第8条の規定に基づく違反行為への対応> 米穀事業者に対する立入検査等の実施、調査結果に基づく措置【農林水産省、国税庁、消費者庁】</p>								米トレーサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率 適正実施率(%) = 100 - {(違反件数 / 立入検査件数) × 100}
	<p>(K P I の現状) ※2018平成29年度(2018平成29年9月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 米トレーサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率【酒類を除く】 : 2017平成28年度 : 85.22.9% (2016平成27年度 : 82.98%) (農林水産省) 米トレーサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率【酒類関係】 : 97.497.2% (2017平成28年度 : 96.297.4%、2016平成27年度(平成27年7月から平成28年3月までの集計値) : 96.27%) (国税庁) 									

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
① 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	① 特定商取引法等の執行強化	悪質性や緊急性の高いと思われる案件の調査の実施、調査結果に基づく厳正な法執行【消費者庁、経済産業省】									特定商取引法及び預託法に基づく処分件数
		(K P I の現状) ※平成29年度2018年度-(2018年11月1日時点)- ○特定商取引法・預託法 業務停止命令：45134件(平成282017年度：4415件)、指示：47194件(平成282017年度：4417件)、業務禁止命令：526件									
② 特定商取引法の見直し	消費者委員会における審議				成年年齢引下げに伴う特定商取引法施行規則の改正及び改正内容の周知【消費者庁、経済産業省】			改正内容の周知【消費者庁、経済産業省】			見直しに係る検討の進捗状況
	国会提出	改正法の施行準備、政省令改正の検討【消費者庁、経済産業省】			改正法の周知・啓発及び施行状況のフォローアップ【消費者庁、経済産業省】						
		(K P I の現状) 「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第60号)が、第190回国会で成立し、2016年6月に公布された。さらに、消費者委員会の答申のうち、法改正事項ではなく、改正法に基づく政省令の策定時に併せて検討することとされていた政省令事項については、「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第174号)等が2017年6月に公布され、法律と併せて2017年12月1日に施行された。									

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	③ 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正	・ 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の執行状況の把握 ・ 法執行の状況を踏まえた必要な体制の強化 ・ 法執行の状況を踏まえた必要な制度の改正 【消費者庁、関係省庁等】									法執行の状況を踏まえた必要な施行体制強化又は制度改正の状況
	(K P I の現状) ※2018年度 (2018年11月1日時点) 消費者政策担当課長会議 (2018平成29年10月) において、執行状況把握のため、同月から関係省庁等へ調査を実施し、別表1-1及び1-2 (○216頁) のとおり執行状況を取りまとめた。 また、2018年9月に、消費者庁ウェブサイト内に、特定商取引法適用除外法令の運用状況が公表されているウェブサイトへのアクセス先を網羅的にまとめたページを新設し、同年12月に内容を更新した。										
④ 消費者契約法の見直し	消費者契約法の周知・啓発活動の実施【消費者庁、法務省】										
	消費者委員会における審議	消費者委員会における審議【消費者委員会】									法の認知度
法案の検討／国会提出	消費者委員会の審議に対し、適切に協力するなど、分析・検討を行う。【消費者庁、法務省】		法案の検討／国会提出		消費者委員会の答申の付言に記載された事項等につき、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずる。【消費者庁、法務省】						
(K P I の現状) ※2017年度 法の認知度：68.9% ※「平成29年度消費者意識基本調査」の結果に基づく。											

3 適正な取引の実現

(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	⑤ 消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等									消費者安全法に基づく注意喚起等の措置件数
		消費者安全法の規定に基づく通知、注意喚起、勧告等【消費者庁、関係省庁等】								
(K P I の現状) ※平成29(2018)年度 消費者安全法第38条第1項の規定に基づく注意喚起：4012-9件 (平成28(2017)年度：10件)										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1)商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	⑥高齢者、障害者等の権利擁護の推進	<p><成年後見制度等による高齢者・障害者の権利擁護の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が、成年後見制度の利用が有効と認められるケースにおいて、適切に後見申立て等を実施 ・成年後見制度の利用が必要な低所得高齢者や障害者が、同制度を利用することができるよう、市町村が成年後見制度利用支援事業を活用 ・成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保等ができるよう、市町村が成年後見制度法人後見支援事業を活用 <p>【厚生労働省】</p>								
		<p><成年後見制度による障害者の権利擁護の推進></p> <p>成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることができるよう、市町村が成年後見制度普及啓発事業を活用</p> <p>【厚生労働省】</p>								
		<p><介護職員に対する成年後見制度等の知識の普及></p> <p>継続的に実施【厚生労働省】</p>								
		<p><制度の周知></p> <p>地方公共団体が実施する成年後見制度の周知【消費者庁】</p> <p>※毎年度、周知方法等について見直し</p>								
		<p>(K P Iの現状) ※平成282018年度 (2018年11月1日時点)</p> <p>(イ) 成年後見制度利用支援事業実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢分野 (平成272017年度) : 82.180.2% (平成262016年度 : 80.278.6%) ※平成282018年度は今後集計予定中 ・障害者分野 (2017年度) : 85% (20162015年度 : 84%) ・成年後見制度法人後見支援事業実施状況 (2017年度) : 18% (20162015年度 : 15%) ※2018年度分は今後集計予定。 <p>(ロ) 成年後見制度関係事業実施市区町村数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業 (障害者分野) : 1,485市区町村 (2017年4月1日時点)、前年比15市区町村増加 ・成年後見制度普及啓発事業 : 257市区町村 (2017年4月1日時点) 								

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 ①電気通信サービスに係る消費者保護の推進	電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等の遵守徹底、電気通信消費者支援連絡会等を通じた関係者間の連携強化、電気通信事業者等による取組促進（継続的に実施）【総務省】									電気通信サービスに係る消費者保護の制度の運用状況	
	電気通信サービス分野における制度改正の実施【総務省】	制度の実施状況のモニタリング（継続的に実施）【総務省】									
	改正電気通信事業法施行に伴い、ガイドライン全面改定【総務省】	2016年度モニタリング等を踏まえ、ガイドライン一部改定【総務省】	2017年度モニタリング等を踏まえ、電気通信事業法施行規則等改正【総務省】	消費者保護ルールの施行状況及び効果の評価、今後の消費者保護ルールの在り方の検討【総務省】							
<p>(K P Iの現状) ※2018平成29年度(2019年1月時点) -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年5月に「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」を策定、公表し、同年9月に消費者保護ルールの実施状況について総務省及び関係者間で共有・検討・評価するICTサービス安心・安全研究会「モニタリング定期会合」を設置した。2017年度は、2017年6月に実施した第3回会合において、2016年度のモニタリングの評価・総括を行い、結果等を踏まえて調査対象事業者の運用面の改善や、制度面における対応（消費者保護ルールガイドラインの改定）を行った。2018年2月に第4回会合を実施した、集約された意見を踏まえ制度面における対応（電気通信事業法施行規則等の改正）を行った。また、同年6月に第5回会合を実施し、2017年度のモニタリングの評価・総括を行った。2019年2月に第6回会合を実施予定とし、2018年度上半期の苦情相談の傾向分析の結果及びMVNOサービスへの実地調査の結果報告等を行い、集約された意見等を踏まえ各電気通信サービスの要改善・検討事項を取りまとめた。 ・2018年10月に電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の一環として、消費者保護ルールの今後の在り方について検討を行うICTサービス安心・安全研究会「消費者保護ルールの検証に関するワーキング・グループ」を設置した。2019年1月に実施した第6回会合において、モバイル市場の競争環境に関する研究会及び消費者保護ルールの検証に関するワーキング・グループにより、「モバイルサービス等の適正化に向けて早急に取り組むべき事項を整理した緊急提言」が取りまとめられ、「シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現」の実現のための通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた期間拘束の是正、「販売代理店の業務の適正性の確保」のための販売代理店の届出制度の導入や利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為の禁止等について、早急に取り組むべきとの方向性が示された。これを受け、2019年3月に電気通信事業法の一部を改正する法律案を第198回国会に提出している。法改正を含め、必要な措置を検討・実施することが適当とされた。 ・20182017年度苦情相談受付件数：10,466,1149件 ・全国の各地域（全11の地方局）において2018平成29年度消費者支援連絡会を開催。 											

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	②有料放送サービスに係る消費者保護制度の適切な運用	有料放送サービス分野における制度改正の実施【総務省】	有料放送サービスについて、整備された消費者保護制度の適切な運用【総務省】								有料放送サービスに係る消費者保護の制度の整備・運用状況
		(K P I の現状) 「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第26号)の施行に向け、省令・告示等の整備のための検討を行い、パブリックコメント手続等を経て、当該省令・告示を策定し、2016年4月に公布。									

3 適正な取引の実現

(2)商品・サービスに応じた取引の適正化

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	③ 詐欺的な事案に対する対応	<p><無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第192条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行うほか、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表 <p>【金融庁】</p>								(イ) 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況(件数) (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況(件数) (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分(件数)
		<p><詐欺的商法による新たな消費者被害への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等 <p>【金融庁】</p>								
	<p>(K P Iの現状) ※平成292018年度</p> <p>(イ) 無登録業者等に関して寄せられた情報件数：27,82430,985件(平成292017年度：29,160件,824件)</p> <p>(ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出件数：22件(平成282017年度：1件,2件)</p> <p>(ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分件数：20件(平成282017年度：14件,2件)</p>									
	④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	<p>法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】</p>								投資型クラウドファンディング業者の登録件数
		<p>(K P Iの現状) ※平成292018年度</p> <p>投資型クラウドファンディング業者の登録件数：25634社(平成282017年度：1925社)</p>								

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】								
		法令改正を踏まえた、プロ向けファンドに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】								
<p>(K P I の現状) ※平成292018年度 プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分件数：872229件（平成282017年度：51387件）</p>										
	⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用	改正不動産特定共同事業法に関する政省令の整備・監督指針等の充実【国土交通省、金融庁】			改正不動産特定共同事業法の適切な運用【国土交通省、金融庁】			改正不動産特定共同事業法の運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施【国土交通省、金融庁】		
		不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドラインの策定【国土交通省、金融庁】								
<p>(K P I の現状) ※平成292018年度 (2018年11月1日時点) 2017年12月1日に施行した「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第46号）を踏まえ、平成29年6月に公布し、政省令等の整備に係る手続を経て同年12月1日に施行した。2018年度には、不動産クラウドファンディングに係る業務管理体制や情報開示に関するガイドラインの策定、対象不動産変更型契約に係る規制の合理化実務手引書・モデル約款の作成等必要な措置を講じるとともに、改正不特法の事業者・事業関係者都道府県担当者向けセミナー説明会を全国4か所10箇所で開催するなど制度の活用促進を図っている。</p>										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑦サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」における審議【金融庁】	法案国会提出【金融庁】	改正資金決済法の施行準備【金融庁】	改正資金決済法（前払式支払手段発行者の苦情処理体制を整備）の適切な運用【金融庁】			サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害発生状況等を踏まえ、必要な対応を実施【金融庁】			法令・事務ガイドラインの運用状況及びサーバ型電子マネーを販売する店舗における被害防止の促進等への取組状況
		事務ガイドライン改正等に係る検討【金融庁】	事務ガイドライン改正・適用等【金融庁】	事務ガイドラインの適切な運用、サーバ型電子マネーを販売する店舗における被害防止の促進等【金融庁】							
<p>(K P I の現状)</p> <p>「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、2016年6月に公布され、2017年4月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、2016年8月に事務ガイドラインの改正を行った（改正日から適用開始）。</p> <p>事務ガイドラインの改正等を踏まえ、以下の取組等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ等で購入できる手軽さや匿名性などにより悪用されやすいサーバ型電子マネーの発行者主要約10先に対して、重点的にモニタリングを実施（2017年度：9先、2018年度：9先）。 ・上記主要約10先に対して、月次で被害発生状況及び返金状況等を確認。 ・返金状況については、2017年上下半期におけるIDの詐欺被害申出金額の合計約8.14億円のうち、約1.34億円の返金を実行していることを確認（2018年11月1日時点）。 ・さらに、特に被害件数・金額が多い先に対し、2017年（3月、及び9月）及び2018年（6月、8月、10月）にヒアリングを実施し、より一層の取組を指導。 ・電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、全国の高校等や地方公共団体への配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣の実施等、注意喚起を実施。 											

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 ⑧ 仮想通貨と法定通貨の暗号資産交換業者への対応	仮想通貨と法定通貨の暗号資産交換業者に対する規制の整備【金融庁】	※ 資金決済法上は、「仮想通貨」及び「仮想通貨交換業者」と規定されているが、国際的な動向等を踏まえ、本工程表においては、これまでの実績を含む全ての箇所を、基本的に、「暗号資産」及び「暗号資産交換業者」と記載する。		暗号資産仮想通貨交換業について、制度等の周知を含め、利用者保護の観点等から整備された規制の適切な運用【金融庁】	「仮想通貨交換業等に関する研究会」における検討【金融庁】	法案国会提出【金融庁】	仮想通貨暗号資産市場や暗号資産仮想通貨交換業者の実態を踏まえ、利用者保護の観点から、必要な対応を実施【金融庁】	仮想通貨と法定通貨の暗号資産交換業者に対する規制の整備・運用状況		
									(K P Iの現状) 暗号資産仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制及び利用者保護のための観点からの各種規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（2016平成28年5月成立、同年6月公布）及び「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」等の関係法令等が2017平成29年4月に施行された。 制度等の周知に当たっては、政府広報オンラインやテレビ、ラジオ等を活用し、「仮想通貨交換業」に関する新しい制度が開始されたことを紹介するとともに、暗号資産仮想通貨を利用する際には、財務局等の登録を受けた事業者かどうか確認すべきであるといった注意点を周知した。2018年10月には、暗号資産に関するトラブルが多様化している現状も踏まえ、その内容を更新した。 法施行後、金融庁においては、仮想通貨暗号資産交換業者の登録審査・モニタリングや暗号資産仮想通貨市場の動向把握を行うため、専門チームとして「仮想通貨モニタリングチーム」を設置し、体制など形式面のみならず、システムの安全性の検証や利用者への説明態勢の整備状況など、実質的な審査を実施した。その結果、2019年1月11日平成29年12月26日までに仮想通貨暗号資産交換業者として1746社を登録した。また、消費者庁及び警察庁と情報共有等をしつつ、無登録業者等に対する照会書や警告書の発出等を行った。 現在、仮想通貨暗号資産価格の乱高下や仮想通貨暗号資産の分岐等のもと、仮想通貨市場で様々な動きが見られていることや、証拠金を用いた暗号資産取引や暗号資産による資金調達等新たな取引が登場していること、仮想通貨暗号資産に関連する消費者トラブルが増加していること等を踏まえ、金融庁において、登録後であっても、仮想通貨暗号資産交換業者における利用者への説明態勢や実際の説明状況等のほか、「架空請求パッケージ」の記載にもあるとおり、法令に基づく本人確認・取引時確認についても、モニタリングを行っている。 こうした中、平成302018年1月に発生した仮想通貨暗号資産交換業者における仮想通貨暗号資産の不正流出事案を踏まえ、同業者に対する立入検査及び行政処分を実施した。また、同業者を除く全てのみなし仮想通貨暗号資産交換業者及び複数の仮想通貨暗号資産交換業者に対し、順次立入検査を実施した上うえ、問題が認められた業者に対し行政処分を実施した。 さらに、2018年3月に「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置し、暗号資産をめぐる諸問題について、必要な制度的対応の検討を行った。2018年12月まで、計11回にわたり検討が行われ、2018年12月21日には、同研究会にて報告書が取りまとめられた。 また、2018年8月、これまで実施した暗号資産交換業者等に対する検査・モニタリングで把握した実態や問題点について、中間的などりまとめ（仮想通貨交換業者等の検査・モニタリング 中間とりまとめ）を公表したほか、 また、2018同年10月には、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく認定資金決済事業者協会に認定した。	

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑧仮想通貨と法定通貨の暗号資産交換業者についての対応	<p>(K P Iの現状(続き))</p> <p>さらに、2018年3月に設置され、同年4月から12月にかけて11回にわたり開催された「仮想通貨交換業等に関する研究会」において、暗号資産をめぐる諸問題について必要な制度的対応の検討を行い、同年12月に報告書が取りまとめられた。これを踏まえ、金融庁では、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を2019年3月に第198回国会に提出した。</p> <p>利用者保護の観点から、金融庁及び消費者庁において、以下のような取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁と消費者庁において、警察庁と連携して、利用者に対して、価格変動リスクや詐欺事案等に関して注意喚起を実施(2017年9月29日)し、当該注意喚起の内容を更新(2018年10月19日)。 金融庁において、仮想通貨暗号資産を活用した新たな資金調達手段であるICO(Initial Coin Offering)の増加を踏まえ、利用者に対して、価格下落の可能性や詐欺の可能性等に関する注意喚起を実施(2017年10月27日)。 金融庁及び消費者庁においてウェブサイトを新設(2017年9月29日)。 全国各紙の新聞広告において、政府広報として暗号資産仮想通貨に関する注意喚起を実施(2018年3月17日)。 国民生活センターにおいて改正資金決済法をカリキュラムに含む研修を6回(予定)実施(2017年度:5回)。 								

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑨安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	法令等の改正に係る審議・検討【経済産業省】	法案提出【経済産業省】	施行準備【経済産業省】	改正割賦販売法の運用【経済産業省】				法令等の改正やガイドラインの策定等の進捗状況 クレジットカード取引に係る消費者保護の制度の整備・運用状況	
		ガイドラインの改定検討と取りまとめ【経済産業省】								
		業者への立入検査や、報告徴収等の適正な執行等【経済産業省】								
		<p>(K P I の現状)</p> <p>関係事業者の法令の遵守を徹底させるため、業者への立入検査や、報告徴収等の適正な執行等を行うとともに、2015年7月、2016年6月に取りまとめた産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書、報告書追補版を踏まえ、割賦販売法の見直し作業を進め、2016年12月に、第192回臨時国会にて「割賦販売法の一部を改正する法律案」が成立（2018年6月施行予定）。さらに、関係政省令を改正し、2017年12月に公布した。同改正法では新たにクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制を設けるなど、セキュリティ対策を強化した。また、同法上のセキュリティ対策については、「クレジット取引セキュリティ対策協議会」（事務局：（一社）日本クレジット協会）が策定する「実行計画」を実務上の指針として位置付け、着実に取組を進める。</p>								
⑩商品先物取引法の迅速かつ適正な執行		委託者の保護及び取引の適正化を図るための商品先物取引法の迅速かつ適正な執行、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組の徹底【経済産業省、農林水産省】								商品先物取引に関する苦情受付件数・相談・苦情件数を、取引高も考慮しつつ2014年度と比較して減少させる
		<p>(K P I の現状) ※平成29(2018)年度</p> <p>苦情相談件数：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省（消費者相談室）：1224件（平成28(2017)年度：2248件） ・農林水産省：0件（平成28(2017)年度：1件） <p>取引高：約1126640万枚（平成28(2017)年度：約25870万枚）</p> <p>※取引高は、東京商品取引所と大阪堂島商品取引所の合算</p> <p>※参考：PIO-NETに寄せられた相談件数：4116件（平成28(2017)年度：6459件）</p> <p>【参考】</p> <p>※2014年度における苦情相談件数：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省（消費者相談室）：55件 ・農林水産省：3件 <p>取引高：約2300万枚</p>								

3 適正な取引の実現

(2)商品・サービスに応じた取引の適正化

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑪ 旅行業における企業ガバナンスの強化及び弁済制度の在り方の見直し			企業ガバナンスの強化及び弁済制度の在り方の見直し【観光庁】	企業ガバナンスの強化の取組の着実な実施【観光庁】						営業保証金（弁済業務保証金）による弁済カバー率（第1種旅行業者）
		(K P I の現状) 100% (平成28年度20182017年度)									

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑫住宅宿泊事業法の適正な運用			住宅宿泊事業法の成立 【厚生労働省、国土交通省】	標準住宅宿泊仲介業約款の策定 【国土交通省】 政省令・ガイドラインの策定及び周知 【厚生労働省、国土交通省】	宿泊者保護を含めた住宅宿泊事業法の適切な運用及び周知 【厚生労働省、国土交通省】		住宅宿泊事業法の運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施 【厚生労働省、国土交通省】		住宅宿泊事業法に関する制度の整備・運用状況
		<p>(K P I の現状) ※平成29年度2018年度(2018年11月1日時点)</p> <p>住宅宿泊事業法が成立し、政省令、ガイドライン等の策定及び標準住宅宿泊仲介業約款等の策定の検討を行った。また、策定した法令等についてポータルサイト等において周知を行うとともに、民泊制度の案内や苦情対応のためにコールセンターを開設した。→た。また、2018年6月15日から同法が施行され、住宅宿泊事業の届出、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業の登録が開始された。2019年3月には、いわゆる「違法民泊」への対策として、同法に基づく省令、ガイドラインの改正を行った。</p>								

3 適正な取引の実現

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 ⑬ 民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	<民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のための「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」の周知> ・ウェブサイト掲載等による周知 ・一般消費者向けにインターネットテレビによる賃貸住宅の入退去に係る留意点の注意喚起 【国土交通省】					民法改正（債権法部分）に関する周知【国土交通省】			(イ) ガイドライン等の周知及び注意喚起の実施状況 (ロ) 民間賃貸住宅の賃貸借に関する消費生活相談の件数 (ハ) 賃貸住宅管理業者登録制度に関する研修の実施状況
	<家賃債務保証に係る賃借人の居住の安定を図るための取組の検討> アンケート等による家賃債務保証会社の利用に関する定期的な実態把握、家賃債務保証業者の適正な運営の確保や賃借人の居住の安定を図るために必要な取組の検討、実施【国土交通省】								
	<家賃債務保証業者登録制度の着実な運用> ・一定の要件を満たす家賃債務保証業者の登録を実施【国土交通省】								
	<賃貸住宅管理業者登録制度の着実な運用> ・登録業者に対する当該ルールの遵守の徹底 ・未登録業者に対する登録の検討と当該ルールの趣旨に則った業務の執行の依頼 ・必要に応じた研修等での説明等 【国土交通省】					引き続き、賃貸住宅管理業者登録制度の着実な運用のために必要な取組を実施【国土交通省】			
	(K P I の現状) ※2018年度-(2018年11月1日時点)- (イ) ・研修会を札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市、岡山市、松山市で7・9回（東京2回）開催。 ・家賃債務保証の業界団体のセミナー等において、家賃債務保証業務の適正な実施に当たっての注意喚起を行った。 (ロ) 「賃貸住宅」に関する相談件数：36,41132,718件（20162017平成28年度） (ハ) 消費生活相談員研修(平成30年度)において、賃貸住宅管理業、サブリース、賃貸住宅管理業者登録制度について講義を3回（2017年度：1回）実施。								

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 ⑭住宅リフォーム等における消費者保護	<住宅リフォーム工事及び既存住宅売買等のトラブルに関する消費者保護> ・ガイドブック及びパンフレット等による消費者への情報提供 ・リフォーム瑕疵保険等の住宅欠陥に関する保険制度等の充実 【国土交通省】									消費者への情報提供の実施状況	
	建設業法改正法（見積書の交付の義務化）の周知 【国土交通省】										
	<リフォーム事業者及び中古住宅流通等に関する情報提供> 各種瑕疵保険において、当該保険を利用する事業者に住宅瑕疵担保責任保険法人への登録を求め、登録事業者を公表【国土交通省】										
	<住宅リフォーム事業者団体登録制度の着実な運用> ・一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者団体の登録を実施 ・ 団体による研修の実施及び相談窓口の設置・運用登録住宅リフォーム事業者団体への指導・勧告等 ・ 団体を通じたリフォーム事業者への指導、勧告等 【国土交通省】										
	施工に関する情報開示の在り方について検討【国土交通省】	検討の結果を踏まえ、通知等所要の対応を実施【国土交通省】									
	<安心R住宅制度の着実な運用> ・一定の要件を満たす安心R住宅事業者団体の登録を実施 ・安心R住宅事業者団体への指導、勧告等										
	(K P I の現状) 住宅瑕疵担保責任保険法人への登録事業者及び、登録住宅リフォーム事業者団体及び安心R住宅事業者団体をウェブサイトにて公表中。										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 ⑮高齢者向け住まいにおける消費者保護	老人福祉法に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用【厚生労働省】									
	前払金の在り方について、2014年度までの実態把握等を踏まえて検討【厚生労働省】	前払金に関する所要の対応を実施するため、老人福祉法を改正・施行に向けての準備【厚生労働省】	改正後の老人福祉法施行【厚生労働省】						未届施設に対する地方公共団体の指導状況（指導の実施率）	
	前払金の保全措置の徹底、廃業等の実態把握と入居者保護の運用の徹底、入居希望者への情報提供の充実【厚生労働省、国土交通省】									
(K P I の現状) 未届施設（実態調査中のものを含む。）がある8387地方公共団体のうち、6274地方公共団体で届出に関する指導を実施（20182017平成29年度）。 ※「平成3029年度有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査結果（109回）」に基づく。										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 ⑩ 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題への対応	⑩ 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題への対応		身元保証等高齢者サポート事業の実態把握及び必要な措置の検討【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】	病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握【厚生労働省】	情報提供以外の必要な措置の検討・実施【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】	地方公共団体に対し、消費生活相談情報を提供【消費者庁、厚生労働省】	消費生活相談員向けの研修を実施【消費者庁、厚生労働省】			身元保証等高齢者サポート事業に関する消費生活相談の件数
					消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用するための情報提供【消費者庁、厚生労働省、国土交通省】	実態把握結果と、身元保証等高齢者サポート事業サービスの利用を検討する際のポイントを示した、普及啓発のための資料を地方公共団体及び調査対象となった事業者等に周知【消費者庁、厚生労働省】	実態把握結果等を消費者団体等に周知【消費者庁】	ウェブサイトにおける情報提供【消費者庁】	・実態把握の結果を踏まえ、身元保証人等に求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスの整理 ・整理の上、身元保証人等のいない場合の適切な取扱いについて、病院・福祉施設等、都道府県等に周知【厚生労働省】	
					高齢者が利用できる家賃債務保証の情報提供【国土交通省】					
(K P Iの現状) ※2018平成29年度 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費生活相談件数：469571件（2017平成28年度：74197件）										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 ⑰ 金融機関による顧客本位の業務運営の推進	金融事業者の実態把握のためのモニタリング実施。対話によるベストプラクティスへの取組を促す。【金融庁】									
				「顧客本位の業務運営に関する原則」策定、公表 【金融庁】	「顧客本位の業務運営に <small>しょうよう</small> に関する原則」採択従憑、成果指標の公表の働き掛け 【金融庁】					
(K P I の現状) ※2018年度 (2018年12月28日時点) (イ) 原則採択事業者数 1,561社 (ロ) 自主的なK P I 公表事業者数 467社										

3 適正な取引の実現

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 ⑭⑮美容医療サービス等の消費者被害防止	地方公共団体に対する指針等の継続的な周知、指導事例等の情報共有による円滑な指導のための連携【厚生労働省】								
	インフォームド・コンセントに関するQ&Aの発出【厚生労働省】								
	地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談・指導件数等を把握し、指針等の効果を検証【厚生労働省】								
	地方公共団体及び医療安全支援センターにおけるインフォームド・コンセントに関する相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、指針等の効果を検証するとともに、地方公共団体に対して消費者からの相談情報を提供することを含め、必要な対策を実施【厚生労働省、消費者庁】								
	美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知【厚生労働省、消費者庁】								
	特定商取引法施行令の改正に向けた検討【消費者庁】								
	改正特定商取引法施行令の周知・啓発、適切な執行【消費者庁】								
(K P I の現状) ※2018年度 (2018平成29年11月2日時点) (イ) 地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談・苦情件数 (うち違反のおそれがあるものとして行政指導を要した件数) : 6,943件 (105件) (2017年度) (2016年度 : 6,312件 (74件)、2015年度 : 6,115件 (153件)、2014年度 : 5,862件 (114件)) 平成27年度 : 6,115件 (153件) (平成26年度 : 5,862件 (114件)) ※法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。 (ロ) 美容医療サービスに係る消費者からの相談情報の地方公共団体への提供回数 : 3-2回 (2017年度 : 3回)									

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑱⑲警備業に関する消費者取引における情報提供の適正化及び苦情解決の円滑化	<p>＜警備業者に対する指導監督の継続実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県において、各種講習会、立入検査など、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を実施 違反業者に対する行政処分の実施 <p>【警察庁】</p> <p>＜関係機関との連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国警備業協会（認定個人情報保護団体）との連携による個人情報の取扱いについての苦情の解決義務の円滑化【警察庁】 								警備業者への指導状況
	<p>(K P I の現状)</p> <p>年報において2018平成29年の数値を確定（2019平成30年6月頃の見込み） （2017平成28年行政処分：293244件）</p>									
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑳㉑探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「探偵業法」という。）探偵業法の運用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県警察において、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を実施 違反業者に対する検挙・行政処分の実施【警察庁】 								探偵業者への指導状況
	<p>(K P I の現状)</p> <p>年報において2018平成29年の数値を確定（2019平成30年5月頃の見込み） 2018年行政処分：40件、立入検査：2,625件 （2017平成28年行政処分：4357件、立入検査：2,7072,837件）</p>									

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 ①②③ 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化		電気事業法関係法令及び指針に基づき、小売電気事業者の取引の適切な監視を行うとともに、「望ましい」とされている取組を促進【経済産業省】								(イ) 電気・都市ガス・LPGガスの小売供給に係る取引の適正化に関する制度の運用状況 (ロ) 広報の実施状況 (ハ) 法執行の状況	
		液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書を踏まえ、関係法令の改正やガイドラインの策定等を実施【経済産業省】		関係法令等の適切な執行・運用を通じ取引の適正化に向けた取組を促進【経済産業省】							
		電力小売全面自由化についての周知・広報、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施【経済産業省、消費者庁】									
		都市ガス小売全面自由化についての周知・広報、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施【経済産業省、消費者庁】									
		電力・都市ガス小売全面自由化に便乗した悪質な消費者トラブルに対する厳正な法執行【消費者庁】									
(K P I の現状) ※2018平成29年度 (2018年11月1日時点)											
(イ) <ul style="list-style-type: none"> 2018平成29年7-6月及び12月に指針に関する取組状況調査を実施。 電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口等に寄せられた不適切な営業活動等について、事実関係の確認や指導を実施。 2018年2月に「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」を改訂。 47都道府県にLPGガス消費者相談窓口を設置し、地域の相談等に対応。 2018年3月にLPGガスの料金透明化に係る調査を実施。 											
(ロ) <ul style="list-style-type: none"> 全国各地での説明会開催など、電力及び都市ガスの小売全面自由化について周知・広報を実施。 電力・ガス取引監視等委員会によるセミナー等を全国各地で開催。 (平成28年度：電力・ガス取引監視等委員会と国民生活センターが連携協定締結(平成28年12月)) 全国8か所で都道府県担当者、都道府県LPGガス協会、消費者団体、有識者で構成される懇談会を開催。そのほか、事業者セミナー等多数で普及啓発のための講演を実施。 											
(ハ) <ul style="list-style-type: none"> 電力・都市ガス小売全面自由化に便乗した消費者トラブルの状況について、随時監視を実施。 液石法に基づく取引適正化に関する立入検査を実施。 特定商取引法、景品表示法、消費者安全法執行実績なし。2019年4月、特定商取引法に基づき電話勧誘販売を行う小売電気事業者に対して行政処分を実施。景品表示法、消費者安全法の執行実績はなし。 											

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	②④ リスクの高い取引等に関する注意喚起	リスクの高い取引等に関する注意喚起を国民生活センターと連携して実施【消費者庁】									リスクの高い取引等に関する注意喚起の実施状況
		<p>(K P I の現状) ※2018平成29年度(2019年1月10日時点) 消費生活相談の状況等を基に消費者庁ウェブサイト等における注意喚起を実施した回数：124238回 (2017平成28年度：124回) (※ 2018平成29年度：商品先物取引1回、商品先物取引1回、振り袖の販売・レンタル19回、ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用12回、ゲノム医療・ビジネス3回、地震・台風・豪雨・大雪の災害3331回、ふるさと納税サイトの画像や返礼品を不正にコピーしたサイト2回、キャッシュレス決済1回、2017平成28年度：商品先物取引1回、振り袖の販売・レンタル9回、ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用2回)</p> <p>(備考) 2018年度から、キャッシュレス決済に関する注意喚起及び災害に関する注意喚起(財産分野関係)を含めている。</p>									

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
③ 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化	① 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応	悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行【消費者庁】								特定商取引法に基づく処分件数
	(K P I の現状) ※平成29年度(2018年11月1日時点) 改善指導： 1,342 1,512,956件 (平成28年度： 1,049 1,342件)									
	② 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正な運用【総務省、消費者庁】								警告メール（行政指導）の件数及び措置命令（行政処分）の件数
(K P I の現状) ※平成29年度(2018年11月1日時点) 警告メール（行政指導）：約 5,700 3,490件 (平成28年度：約3,400件) 措置命令（行政処分）： 2 0件 (平成28年度： 2 2件)										
③ 迷惑メール追放支援プロジェクトの実施	迷惑メール追放に向けた調査端末で受信した迷惑メールの違法性の確認、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知【総務省】								送信元プロバイダへの通知件数	
(K P I の現状) ※2018平成29年度(2018年11月1日時点) 送信元プロバイダへの通知件数：約 8,900 67,100件 (2017平成28年度：約 7,143 600件)										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化	④インターネット上の消費者トラブルへの対応	インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施【消費者庁、関係省庁等】								調査報告書（消費者庁ウェブサイト）へのアクセス件数
		インターネット消費者取引連絡会の開催等【消費者庁、関係省庁等】 ※調査研究等の結果を活用								
(K P I の現状) ※2018平成29年度 調査報告書（消費者庁ウェブサイト）へのアクセス件数：約155,586,209,220,106,570件（2017平成28年度：約89,749,146,577,38,000件）										
	⑤電子商取引環境整備に資するルール整備	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等【経済産業省】								「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂状況
		(K P I の現状) 2018平成29年6月7日-5-27日に改訂を実施（2017平成28年度は6月3-5日）。								

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	①特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り【警察庁】 ・犯行ツール対策の推進【警察庁、総務省】 								特殊詐欺の取締り状況
		特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】								
		特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】								
		金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】								
<p>(K P I の現状) ※平成292018年の取締り状況—(暫定値)—(※2018年1112月末時点)—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・架空請求詐欺：検挙件数：1,0391,271+1,174件、検挙人員：589626593人 (平成282017年：検挙件数1,1491,034件、検挙人員732575件人) ・金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：1864038件、検挙人員：754035人 (平成282017年：検挙件数411188件、検挙人員16677人) 										
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	②被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進	関係行政機関との連携強化等による悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、迅速かつ機敏な悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進【警察庁】								悪質商法事犯の取締り状況
		<p>(K P I の現状) ※平成292018年の取締り状況—(※確定は2019年3月頃)—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利殖勧誘事犯：43●41事件（前2017年：2443事件）、検挙人員：115●123人（前2017年：87115人） ・特定商取引等事犯：164●120事件（前2017年：131164事件）、検挙人員：274●227人（前2017年：264274人） 								
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	③生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策等の推進	生活経済事犯に利用された預貯金口座の口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行助長サービス対策の推進【警察庁、関係省庁等】								情報提供、解約要請等の実施状況
		<p>(K P I の現状) ※平成292018年の情報提供、解約要請等の実施状況—(※確定は2019年3月頃)—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供件数：19,680●15,924件（前2017年：24,67119,680件） ・携帯電話契約者確認の求めを行った件数：3,394●2,6242,612件（前2017年：7,1863,394件） 								

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	④偽造キャッシュカード等による被害等への対応	金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】									「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等
		金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 ※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。									
		(K P I の現状) ※ 2018 平成29年3月末時点 ・ I Cキャッシュカード対応 A T M が全体の A T M に占める割合：96.93% (前年比1.40.3ポイント増) ・ 生体認証機能付 I Cキャッシュカード対応 A T M が全体の A T M に占める割合：50.61.7% (前年比1.1ポイント増) ・ I Cキャッシュカード導入済金融機関：88.59% (前年比0.4ポイント増) ・ 生体認証機能付 I Cキャッシュカード導入済金融機関：20.91.0% (前年比0.51ポイント減増) ・ 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：99.67% (前年比0.41ポイント増) ・ 法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.87.0% (前年比0.52ポイント増)									
⑤ヤミ金融事犯の取締りの推進	ヤミ金融事犯の徹底した取締り、ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防【警察庁】									ヤミ金融事犯の取締り状況	
	(K P I の現状) ※ 平成29 2018年の取締り状況—(※確定は2019年3月頃)— ヤミ金融事犯：743●718事件 (前2017年：528743事件)、検挙人員：881●814人 (前2017年：662881人)										
⑥フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進	不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づくフィッシング事犯の取締り、サイバーセキュリティ関連事業者団体等に対するフィッシングに係る情報提供等【警察庁、総務省、経済産業省】									フィッシング事犯の取締り及び情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等の実施状況	
	(K P I の現状) ※ 平成29 2018年—(2018年11月1日時点)— ・ フィッシング行為 (識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律第7条違反)) の検挙件数：2●4件 (前2017年：4●4件) (警察庁) ・ 都道府県警察の実施する講習等を通じて、注意喚起を推進している。(警察庁) ・ 2018年度は、フィッシング協議会やJPCERTコーディネーションセンターを通じて、フィッシングに関するニュースや緊急情報等を12741022件発信 (2017年：125件)。(経済産業省) ・ 迷惑メール対策推進協議会のウェブサイトで「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を公表するとともに、技術的対策の普及促進を実施。(総務省)										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
④ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	⑦ ウィルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策	URL情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施【警察庁】									海外の偽サイト等に関するURL情報等のウィルス対策ソフト事業者等への提供
		(K P Iの現状) ※平成292018年 ウィルス対策ソフト事業者等へ情報を提供：14,152●7,948件 (2017前年同期：5,8657,948件)									
⑧ インターネットオークション詐欺の取締り	⑧ インターネットオークション詐欺の取締り	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起【警察庁】									インターネットオークションに係る犯罪の取締り及び犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起の実施状況
		(K P Iの現状) ※平成292018年 インターネットオークション詐欺の検挙件数：234●212件 (2017前年同期：208212件) 都道府県警察の実施する講習等を通じて、注意喚起を推進している。									
⑨ 模倣品被害の防止	⑨ 模倣品被害の防止	模倣品の取締りと取引関係者への協力依頼【消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等】									(イ) 模倣品被害の取締り状況 (ロ) 取引関係者への協力依頼の状況
		(K P Iの現状) (イ) ※平成292018年の取締り状況 (警察庁、財務省) -(確定は2019年3月頃)- ・商標権侵害事犯：302●309事件 (前2017年：304302事件)、検挙人員：375●364人 (前2017年：381375人) ・著作権侵害事犯：172●169事件 (前2017年：238172事件)、検挙人員：207●205人 (前2017年：267207人) ・全国の税関における知的財産侵害物品の差止状況 -(1月から9月までの状況)- 輸入差止件数：30,62726,00519,755件 (2017年：30,627件前年同期比：117.6%) 輸入差止点数：506,750929,675803,137点 (2017年：506,750点前年同期比：81.4%) (ロ) ※2018年度 -(2018年11月1日時点)- ・模倣品を扱っている可能性のあるインターネット通信販売サイト10810994件 (平成282017年度：257108件) について特定商取引法の遵守状況を調査。うち、709369件 (平成282017年度：16079件) に改善指導を実施。 ・ブランド権利者等に対して、悪質な海外ウェブサイトに関する情報提供を依頼。(消費者庁) ・政府模倣品・海賊版対策総合窓口寄せられる消費者等からの情報 (情報提供件数 (2016平成26年度：5504,292、2017平成27年度：415575、2018年度：440件)) について、関係省庁及び主要なE Cサイト運営者等に定期的に共有。(経済産業省)									

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	⑩「架空請求対策パッケージ」の推進による被害の防止				「パッケージ」の策定、進捗状況の把握・公表【消費者庁、関係省庁】					(イ) 支払をした後に寄せられた架空請求に関する消費生活相談件数 (ロ) SNS上の消費者被害・トラブル情報の抽出回数
					消費生活センター等から情報提供のなされた電話番号に対する架電の実施【消費者庁】					
					多様な方法による注意喚起の実施(法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等)【消費者庁、警察庁、金融庁、法務省等】					
					架空請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施【警察庁】					
					かたられて いる事業者 との意見交 換を行い、 事業者の取 組等を公表 【消費者庁】	SNSデータを活用した情報収集を通じ、実在の事業者をかたる架空請求に関し、かたられて いる側の事業者の取組が把握できた場合に、これらの事業者の取組について、当該事業者の了解を得た上で、消費者庁のウェブサイトにおいて周知【消費者庁】				
					業界団体(日本フランチャイズチェーン協会、日本資金決済業協会)を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の依頼等【警察庁、金融庁、消費者庁、経済産業省】					
(K P I の現状) ※2018年度 (イ) 支払をした後に寄せられた架空請求に関する消費生活相談件数：1,5441,957件 (2017 2018 年度：3,003件 - (2019年1月8日までに登録) -) - (2017年度同期：2,037件) - (ロ) SNS上の消費者被害・トラブル情報の抽出回数：13 10 回 (2017年度：10回)										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(5) 規格・計量の適正化	① J I S 規格等の国内・国際標準化施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施 ・日本工業標準調査会への消費者代表の参加 ・消費者代表の国際標準化活動への参加 【経済産業省】									標準化セミナー及び消費者代表の参加した J I S 開発審議の開催状況
				J I S 法の改正を検討 【経済産業省】	平成30年通常国会に J I S 法の改正案を提出、 可決成立 【経済産業省】	改正 J I S 法に基づく政令の整備等 【経済産業省】					
<p>(K P I の現状) ※2018平成29年度(2018年11月1日時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者のための標準化セミナー」を9,192か所で開催 (2017平成28年度：2046か所)。 ・消費生活技術専門委員会など1544の委員会を494834回開催 (2017平成28年度：4344回)。 											
② 新たな J A S 規格等の検討	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、海外を含めた市場の拡大等に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた 日本農林規格 (J A S) 規格等の検討 【農林水産省】 ※毎年度、消費者ニーズに則した商品動向や食品加工技術の向上等を考慮し、 J A S 規格 の制定・見直し等を行う。									新たな J A S 規格等の検討状況	
	<p>(K P I の現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護食品について、2016平成28年6月の農林物資規格調査会で審議し、2016平成28年8月に17日付けで「そしゃく配慮食品」の J A S 日本農林規格を制定。 ・2016平成28年6月の「日本再興戦略2016」や2016平成28年11月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を受け、2016平成28年12月の農林物資規格調査会において、我が国の強みのアピールにつながる多様な規格の制定や消費者に分かりやすい J A S マークの在り方など、 J A S 制度の見直し方向を報告。 ・第193回国会にて「農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律」(平成29年法律第70号)が成立。民間事業者・団体・地域・消費者等からの提案相談を随時受け付け、新規格の制定に向けて検討。 ・新たな規格として、2018平成30年3月以降、28日付けで「日持ち生産管理切り花の日本農林規格」、「機能性成分(ほうれんそうに含まれるルテインなど)の試験方法」、「障害者が生産行程に携わった食品」など11の J A S を、2018平成30年3月29日付けで「べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量-高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格」及び「ウンシュウミカン中のβ-クリプトキサンチンの定量-高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格」を制定。また、2018年12月に新たな J A S マークを制定し、有機 J A S マークを除く特色のある規格の3種類のマークを新マークに統合。 										

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映	① 消費者政策の実施の状況の報告	消費者政策の実施の状況の報告【消費者庁】 ※毎年度、その時々課題を踏まえた記述を盛り込む。								「消費者政策の実施の状況」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への報告書提供数
	(K P I の現状) ※2018平成29年度 ・報告書提供先：2, 260683か所 (2017平成28年度：2, 20160か所) ・報告書提供数：2, 567842冊 (2017平成28年度：2, 362567冊)									
(2) 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告	② 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告【消費者庁】								「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への報告書提供数
	(K P I の現状) ※2018平成29年度 ・報告書提供先：2, 260683か所 (2017平成28年度：2, 20160か所) ・報告書提供数：2, 567842冊 (2017平成28年度：2, 362567冊)									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映 ③消費者政策の企画立案のための調査の実施	消費者意識基本調査の実施【消費者庁】 ※毎年度、その時々課題を踏まえて調査項目を見直し								(イ) 「消費者意識基本調査」ウェブサイトアクセス数
	消費者被害額の推計【消費者庁】 ※推計方法については、必要に応じて見直し								(ロ) 「消費者白書」ウェブサイトアクセス数
	理論的・先進的な調査・研究【消費者庁】								(ハ) 理論的・先進的な調査・研究の実施状況
	その他の調査の適宜実施【消費者庁】								(ニ) その他の調査の実施状況
<p>(K P I の現状) ※2018平成29年度</p> <p>(イ) 「消費者意識基本調査」ウェブサイトアクセス数：7.4〇〇万件集計中</p> <p>(ロ) 「消費者白書」ウェブサイトアクセス数：295.3〇〇万件集計中</p> <p>(ハ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」を2回開催、アンケート調査・ヒアリング調査（平成30年1月以降）を実施、2018年8月に報告書を公表 「障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査」において、アンケート調査・ヒアリング調査を実施、2018年3月にアンケート調査の報告書を公表 「健康と生活に関する社会実験」を2018平成30年1月から実施、2018年7月に実験に参加するモニターの特徴を把握するアンケート調査の報告書を公表 <p>(ニ) シェアリングエコノミーに関して、2018年11月にアンケート調査、2019年2月～3月にモニター消費者を集めた実証実験を実施（予定）</p>									
④審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任	「消費者団体名簿」の公表【消費者庁】								消費者の意見を代表する者の選任人数及び消費者の意見を代表する委員が選任されている会議の割合
	消費者問題に関連する審議会等において、消費者の意見を代表する委員の選任【関係省庁等】								
消費者の意見を代表する委員の範囲の考え方を整理し、これまでの選任実績について検証【消費者庁】			消費者の意見を代表する委員の選任実績について把握するとともに、消費者関係の有識者の任用を促進【消費者庁】						
<p>(K P I の現状) ※2018年度（2018年11月1日時点）</p> <p>世論調査（2015平成27年9月）で消費者代表者の考えを調査した。また、消費者政策担当課長会議（2018平成29年10月）において、関係省庁等へ消費者関係の有識者の任用を促し、選任状況を別表2（〇223頁）のとおり取りまとめた。</p> <p>消費者問題に関連する国の審議会等における委員のうち、消費者の意見を代表する委員が選任されている会議の割合は、11.8〇42.4%であった。（2017平成28年度：12.44〇7%）</p>									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】								
	環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁等連絡会議等を開催【消費者庁、関係省庁等】								
(K P Iの現状) 消費生活に関する意識調査で消費者市民社会の認知度を調査(2017年2月～3月実施)。消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者：33.2%									
②地域における消費者教育推進のための体制の整備	国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】								
	消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置に向けた取組の調査、支援・促進【消費者庁、関係省庁等】								
	消費者教育推進計画の内容の充実及び消費者教育推進地域協議会の取組の充実の支援・促進【消費者庁、関係省庁等】								
	地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】								
	国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】								
(K P Iの現状) ※2018平成29年度(2018年9月末時点) ←(ハ)については2017年度) (イ) 消費者教育推進計画の策定：47都道府県、18指定都市(2017平成28年度：447都道府県) 消費者教育推進地域協議会の設置：467都道府県、18指定都市(2017平成28年度：456都道府県) (ロ) 2017年度に、都道府県、 政令市 指定都市及び中核市における計画・協議会の調査を実施。集計後、消費者教育推進会議・同分科会での検討活用を予定。また、2018年度には、分科会での検討に向けた準備のため、都道府県等における消費者教育の実施状況について個別にヒアリングを実施。 (ハ) 消費者教育推進のための研修：1348回(参加者数：549766人) (20172016年度：18回(参加者数：766610人))									

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 消費者教育の推進 ③ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等	・消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえた基本方針に関する検討 ・必要に応じた基本方針の変更【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】			基本方針（2018年3月20日に変更）の下における、施策の状況等を踏まえた検討、必要に応じた変更の実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】			基本方針の中間的見直し → 次期基本方針の検討			基本方針の検討・変更の状況（消費者教育推進会議における議論の回数）
	消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更の検討			消費者教育の推進に関する基本的な方針を変更						
(K P I の現状) ※2018平成29年度 消費者教育推進会議における議論を5-1回実施（2017平成28年度まで：8-13回）。 消費者教育推進会議において、基本方針の別紙に掲げた「当面の重点事項」に関する対応方針について検討見直しに向けた議論を行い、平成30年3月20日に変更を閣議決定。また、若年者の消費者教育分科会の立ち上げを決定での議論を深めるため、文部科学省から、学校教育の現状について説明が行われた。										
④ 消費者教育に使用される教材等の整備	消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信【消費者庁】			消費者教育ポータルサイト掲載情報評価検討委員会を開催し、掲載情報の評価や検討及び課題の解決を実施【消費者庁】						(イ) ポータルサイトのアクセス数 (ロ) 教材等掲載数 (ハ) 消費者教育ポータルサイト掲載情報評価委員会により評価された教材数 教材等の情報提供の在り方に関する検討状況 (ニ) 高校生向け消費者教育教材の配布提供数
	成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】			高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け消費者教育教材を作成			作成した教材の効果的な活用(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の推進も含めて検討) 教材を使用した授業の実施(試行) → 試行の検証を行うとともに、アクションプログラムに基づき、全国での活用を推進 → 進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実施			
			小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成			児童養護施設等での消費者教育支援プログラムの検討				

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ④消費者教育に使用される教材等の整備	(K P I の現状) ※2018平成29年度 (イ) アクセス数：集計中10,614,115件 (2017平成28年度：10,614,115,798件) (ロ) 教材等掲載数：集計中1,626件 (2017平成28年度：1,626,609件) (ハ) 評価された教材数：31件 (平成28年度：13件) 「若年者の消費者教育分科会」を開催し、今後の教材等の消費者教育に関する情報提供の在り方について検討(1回開催)。 (二) 高校生向け消費者教育教材の配布提供数：学校・地方公共団体・事業者などに「社会への扉」を約332万部提供 (2017年度：約3万部)								
	学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況調査【文部科学省】 <p>25年度調査 普及・啓発</p> <p>28年度調査 企画・設計 → 調査実施 → 集計・現状課題等の分析・報告書作成 → 普及・啓発</p> <p>31年度調査 企画・設計 → 調査実施 → 集計・現状課題等の分析・報告書作成</p> <p>⑤教育行政(学校教育・社会教育)と消費者行政の連携・協働(基礎的な情報の整備と体制作り)</p> <p>調査研究などの成果など特色ある取組事例の普及、先駆的実践者を活用した、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りの促進【文部科学省】</p> <p>地方公共団体における、教育委員会と消費者行政担当部局との連携等による消費者教育推進のための人材開発、消費者教育の推進体制の整備の促進【消費者庁、文部科学省】</p> <p>独立行政法人国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政強化交付金の活用により、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援【消費者庁】</p> <p>地方消費者行政強化交付金の活用により 地方公共団体の取組を支援【消費者庁】</p> <p>(イ) 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ) イメージマップ活用度調査 (ハ) 国民生活センターでの研修実績 (二) 消費者教育コーディネーターの配置・学校との連携状況 (目標：2020年度に全ての都道府県で配置)</p> <p>(K P I の現状) ※2017年度 (イ) 消費者教育推進地域協議会の設置：46都道府県 (2016年度：45都道府県) (ロ) 会議等の場においてイメージマップの活用状況の実態の把握に着手。 (ハ) 消費者教育推進のための研修：18回 (参加者数：766人) (2016年度：18回 (参加者数：610人)) (二) ※2018年4月1日時点 コーディネーター配置状況：19都道府県90市区町村等 (2017年4月1日時点：16都道府県82市区町村等)</p>								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑥学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の改訂、新学習指導要領の周知・徹底等）【文部科学省】					新学習指導要領に基づく消費者教育の着実な実施【文部科学省】			(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ロ) 大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合 (ハ) 担当省庁による支援の状況 (ニ) 消費者教育フェスタの参加者の満足度増加 (ホ) 教材の配布・活用状況（目標：2020年度に全ての都道府県の全高校等で授業を実施）
	大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】					現職教員研修や教員養成課程等における消費者教育に関する取組についての実態把握及び各実施主体への情報提供 ・消費者教育等に関する実践的な学習プログラムの開発に係る実践研究及びその成果の普及 ・大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【消費者庁、文部科学省】			
若年者の消費者教育分科会における検討・取りまとめ						消費者教育推進会議における審議を踏まえ、取組を推進			
副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】						成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】			
高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け消費者教育教材を作成						作成した教材の効果的な活用(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の推進も含めて検討) 教材を使用した授業の実施(試行)			
試行の検証を行うとともに、アクションプログラムに基づき、全国での活用を推進						進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実施			
消費者教育推進に向けた人材開発のため、大学等への専門家派遣【消費者庁】						小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成			

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑥学校における消費者教育の推進			<p>大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用等を推進【消費者庁、文部科学省】</p> <p>消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実を図るため、大学等関係者が出席する会議等において、消費者教育教材の活用等を推進【文部科学省】</p>						(へ) 国民生活センターにおける教員向け研修の実施状況 (ト) 消費者教育コーディネーターの配置・学校との連携状況(目標:平成32年度に全ての都道府県で配置)
			<p>・消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等</p> <p>・学校における消費者教育の充実のための教員向け研修の実施の促進</p> <p>・学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援、学校での外部講師としての効果的な活用を推進【消費者庁、文部科学省、金融庁】</p>	<p>地方消費者行政強化交付金の活用により 地方公共団体の取組を支援【消費者庁】</p>					
			<p>大学等及び社会教育における消費者教育の指針の改訂【文部科学省】</p>		<p>大学等及び教育委員会への周知【文部科学省】</p>				
<p>(K P I の現状)</p> <p>(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (2018平成282017年度実績) (前回実績) 小学校: 7069111人 (平成2720162017年度: 14169112人)、中学校: 7110869人 (平成2720162017年度: 13774108人)、 高等学校: 開催せず55人 (平成2720162017年度: 10855人開催せず) (2016年度: 55人)</p> <p>(ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合: 59.0% (平成272015年度) (平成262014年度: 56.2%)</p> <p>(ハ) ※20182017平成29年度(平成29年12月1日時点) ・関係団体と連携した大学での授業の実施: 1149大学 (2017平成28年度: 810大学) (金融庁) ・e-ネットキャラバンとして、2,5292,309件の講座を開催。(20172016平成28年度: 2,3081,775件)</p> <p>(ニ) 消費者教育フェスタ参加者の満足度: 97-999.4% (平成282018年度) (平成272017年度: 98,797.9%)</p> <p>(ホ) ※2018平成29年度 徳島県内の全ての各地の高校等において「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の授業等を実施 (集計中全〇校、約〇人を対象) (2017年度: 徳島県内の全高校等において実施 (全56校、約6,900人を対象))</p> <p>(へ) 教員を対象とした消費者教育講座 3-2回実施 (2018年度) (参加者: 105406人)</p> <p>(ト) ※平成29年4月1日時点 コーディネーター配置状況: 16都道府県82市区町村等 (平成28年4月1日時点: 14都道府県97市区町村等)</p>									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑦地域における消費者教育の推進	地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進【消費者庁】					消費者教育推進計画の内容の充実及び消費者教育推進地域協議会の取組の充実の支援・促進【消費者庁、関係省庁等】			(イ) 消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の策定・設置状況 (ロ) 地域における消費者教育推進の実態把握 (ハ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ニ) コーディネーター育成状況 (目標：2020年度に全ての都道府県で配置) (ホ) 消費生活サポーター数 (ヘ) 教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合 (目標：2013年度調査結果39.9%からの増加) (ト) 担当省庁による支援の状況 (チ) パンフレットの配布・活用状況
	地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援、学校での外部講師としての効果的な活用を推進【消費者庁、文部科学省、金融庁】					地方消費者行政強化交付金の活用により地方公共団体の取組を支援【消費者庁】			
	教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施等）【文部科学省】								
	関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】								
	消費者教育の指導者用啓発資料の作成【文部科学省】					消費者教育の指導者用啓発資料の配布・活用【文部科学省】			
	消費者市民社会の普及のための啓発資料を検討・作成【消費者庁】					普及啓発の実施【消費者庁】			
	大学等及び社会教育における消費者教育の指針の改訂【文部科学省】					大学等及び教育委員会への周知【文部科学省】			

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 消費者教育の推進 ⑦地域における消費者教育の推進	<p>(K P I の現状)</p> <p>(イ) ※2018平成29年度 (2018年9月2018年度末時点) 消費者教育推進計画策定数：47都道府県、18指定都市 (2016平成28年度：42474都道府県) 消費者教育推進地域協議会設置数：476都道府県、18指定都市 (2016平成28年度：46544都道府県)</p> <p>(ロ) 2017年度に、都道府県、政令市指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等について調査を実施。集計後、消費者教育推進会議・同分科会での活用検討を予定。また、2018年度には、分科会での検討に向けた準備のため、都道府県等における消費者教育の実施状況について個別にヒアリングを実施。</p> <p>(ハ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (2017平成28年度実績) 小学校：11169人 (2016平成27年度：69444人)、中学校：10874人 (2016平成27年度：71437人)、高等学校：開催せず55人 (2016平成27年度：55408人)</p> <p>(ニ) ※2018平成29年4月1日時点 コーディネーター配置状況：1946都道府県9082市区町村等 (2017平成28年4月1日時点：1644都道府県8297市区町村等)</p> <p>(ホ) ※2018平成29年4月1日時点 消費生活サポーター配置状況：27都道府県141市区町村等集計中 (2017平成28年4月1日時点：30都道府県147127市区町村等)</p> <p>(ヘ) 平成282017年度版：31.6%</p> <p>(ト) ※平成292018年度 (20192018年3月12月末時点) ・地域で開催される講座等への講師派遣：946回 (2016年度：744回) (金融庁) ・消費者セミナー：648392回 (2017年度：9277回)、独占禁止法教室：187236214回 (2017年度：214196回)、 一日公正取引委員会：6-8-8回 (2017年度：8回) (公正取引委員会) ・各地の消費者教育講座への講師 (職員) 派遣：24044回 (2017平成27年度：2145回) (消費者庁) ・e-ネットキャラバンとして、2,309件の講座を開催。(2016年度：1,775件) (総務省)</p> <p>(チ) 消費者市民社会普及のための啓発資料を作成中。</p>									
⑧家庭における消費者教育の推進	<p>地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進【消費者庁】</p> <p>消費者教育推進計画の内容の充実及び消費者教育推進地域協議会の取組の充実の支援・促進【消費者庁、関係省庁等】</p> <p>消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を実施【消費者庁】</p>									ポータルサイトの家庭向け教材の掲載数
	<p>(K P I の現状) ※2018平成29年度 (2018年9月末時点) 消費者教育ポータルサイト掲載教材の活用数：56件集計中 (2017平成28年度：23858件)</p>									
⑨事業者・事業者団体による消費者教育の推進	<p>事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載【消費者庁】</p> <p>事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討【消費者庁】</p>									事業者によるポータルサイトの掲載数
	<p>(K P I の現状) ※2018平成29年度 (2018年9月末時点) 消費者教育ポータルサイト掲載数：150件集計中 (2017平成28年度：19949919件)</p>									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑩ エシカル消費の普及啓発	エシカル消費等に関する調査研究を実施【消費者庁】								(イ) 研究会の開催状況 (イロ) 認知度の測定(2019 31 年度までに30%を目標) (ロハ) 普及方策の実施状況
		消費者月間を活用した啓発【消費者庁】		消費者月間を活用した啓発【消費者庁】	消費者月間を活用した啓発【消費者庁】	・ エシカル消費の普及啓発（若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）等）【消費者庁】 ・ 関連の民間団体等との連携による水産エコラベルの普及促進【農林水産省】			
		地方公共団体、消費者、事業者、行政による推進組織（プラットフォーム）の構築を推進							
		学校において利用できる教材の提供や教員向けの研修の機会の提供、事業者への働き掛け（商品・サービスへの反映や事業者間の連携）、認証ラベルの情報提供等【消費者庁】							
(K P I の現状) ※2018 平成29 年度 (イ) 倫理的消費調査研究会の取りまとめを平成29年4月に公表。 (イロ) 認知度：6.0%（消費者庁「倫理的消費に関する消費者意識調査」（2016 平成28 年12月）） (ロハ) エシカル・ラボを3 2 回開催（秋田県、山口県及び京都府鳥取県米子市及び徳島県徳島市）（2017 平成28 年度：±2回）。エシカル消費の普及・啓発のために作成したのリーフレットを配布・提供作成。エシカル消費に関する先進的な取組を行っている団体等と連携した普及・啓発の実施（イベント出展・登壇など）へのヒアリング等の実施。									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
⑪金融経済教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施 各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用 金融経済教育用教材の作成・配布 学校や地域で開催される講座等への講師派遣 金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】 									(イ) 関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況 (ロ) 学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況
	(K P I の現状) ※2018平成29年度((ロ) については2017年度) - (イ) ・シンポジウムの開催：6-5回 (2017平成28年度：4-5回) ・関係団体と連携した大学での授業の実施：1149大学 (2017平成28年度：8-10大学) (金融庁) (ロ) 講座等への講師派遣：1,1741,251回 (20172016年度：4,0481,251回)									
⑫法教育の推進	法教育の更なる普及・推進のための取組（法教育教材作成、法教育実践状況の調査研究等）の実施【法務省】									法教育推進協議会の開催状況
	(K P I の現状) ※平成292018年度 法教育推進協議会（教材作成部会等を含む。）の開催実績：4011-5回 (平成282017年度：8-10回)									
⑬各種リサイクル法等の普及啓発	見直しを反映したポスターやパンフレット等や各メディアを通じた広報の実施【環境省・経済産業省】									各種リサイクル法に関する認知度の向上
	実施内容の見直しによる更なる改善									
(K P I の現状) ・3 R の認知度 (2017年度)：36.7% (2016年度：36.7%) (環境省「循環型社会に関するアンケート調査」) ・中長期的な普及啓発戦略の策定に向けた検討を実施中。(環境省) ・「資源循環ハンドブック20172018」を4,500部作成し、関係機関等に配布 (2017平成28年度：「資源循環ハンドブック20162017」を4,500部作成し、関係機関等に配布)。(経済産業省)										

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑭食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進	・食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開 ・ロゴマーク「ろすのん」の周知 【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係省庁】								(イ) 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 2019年度 80.0%以上 (2017平成27年度71.876.4%) (ロ) 食品ロス発生量の抑制
	・食品ロス発生量推計の継続的实施【農林水産省、環境省】 ・食品ロスの内容・発生要因等の分析【農林水産省、環境省、消費者庁】								
	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合の調査（毎年度）【消費者庁】								
	食品ロスに関する情報を集約したウェブサイトによる情報提供（随時情報の拡充を行う）【環境省、消費者庁】								
	食品ロス削減による環境負荷の算定【環境省】		食品ロス削減国民運動での活用						
	食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進【農林水産省、経済産業省、消費者庁】								
	食べきれる分量のメニューの充実や持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知【農林水産省、消費者庁、関係省庁】		⑮ 飲食店等における食品ロス削減手法の共有化 【農林水産省】						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑭食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者による販売が困難となった加工食品などを有効活用する活動(フードバンク活動)への支援【農林水産省、関係省庁】 地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進【消費者庁、関係省庁】 					地方公共団体に対し、有効活用の検討を依頼【消費者庁、関係省庁】			
	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食に関する取組など、地方公共団体自治体の優良事例等の全国への情報提供(情報提供事項等については随時見直しを行う)【環境省】 地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際に有用なツールの提供や、先進事例等についての情報提供【環境省、消費者庁】 					学校における取組の全国への情報提供 【文部科学省】			
消費者が食品ロス削減のために家庭で取り組める内容の普及啓発(発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随時見直し)【消費者庁、関係省庁】					全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携【消費者庁、農林水産省、環境省】				
					「消費者行政新未来創造オフィス」におけるモデル事業の実施【消費者庁】				
(K P Iの現状) ※2018平成29年度 (イ) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合: 71.8% (2017年度) (「食品ロス」問題を知っている、かつ、「食品ロス」を軽減するために何らかの取組を行っている」と回答した者の割合。) (消費者庁) (ロ) 食品関連事業者による商慣習見直しに向けた取組等を推進 (農林水産省) (参考) 家庭系食品ロス発生量: 20162015年度 291289万トン (20152014年度 289282万トン) (環境省) 事業系食品ロス発生量: 20162015年度 352357万トン (20152014年度 357339万トン) (農林水産省)									

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 消費者教育の推進 ⑮食育の推進	食育推進基本計画の推進【消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】									
	第2次計画		第3次計画 ※第3次食育推進基本計画の計画期間は2016年度から2020年度まで。				第4次計画 ※2021年度から第4次計画を予定			食育推進基本計画の推進状況 (イ) 教材の作成・配布の状況 (ロ) 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上 2020年度 70% (ハ) 農林漁業体験を経験した国民の割合の向上 2020年度 40%
	学校における食育を推進するための教材等の作成・配付による栄養、食習慣などについての指導の充実【文部科学省】					学校における食育の推進【文部科学省】				
	分かりやすく、実行性の高い日本型食生活の推進【農林水産省】									
	食や農林水産業への理解を深める取組の推進（農林漁業体験等）【農林水産省】									
(K P I の現状) (イ) 平成28年度から使用するための小学生用食育教材を作成し、全国の小学校等に配布済み。 (ロ) 日本型食生活の実践に取り組む人の割合：69 6 62%（食生活及び農林漁業体験に関する調査（平成28 28 20172018年度）） （2017 2016 年度：69 61 61%）。 (ハ) 農林漁業体験を経験した国民の割合：31 37 36%（食生活及び農林漁業体験に関する調査（平成28 28 20172018年度）） （2016 2017 年度：31 36 36%）。										

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3)消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進 ①消費者団体等との連携及び支援等	消費者団体等と継続的な意見交換の場を通じた消費者団体等相互の連携強化、現場の意見・政策提言の把握等【消費者庁】								
	地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討【消費者庁】								
	地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進モデル事業の実施【消費者庁】			地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施【消費者庁】					
	(K P I の現状) ※2018 2017 年度 (イ) 在京の消費者団体との意見交換を 1-3 回開催 (2017 2016 年度： 3-5 回)。 (ロ) 地方の消費者団体等と連携し、地方消費者フォーラムを 4-8 回開催 (2017 2016 年度： 8回)。								

- (イ) 消費者団体等との意見交換の場を通じた意見・政策提言の把握等の状況
- (ロ) 地域の消費者団体によるネットワークの構築状況

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3)消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進 ②消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等	消費者志向経営を促進する方策の検討【消費者庁、経済産業省】		消費者志向経営を促進する施策の実施【消費者庁、経済産業省】 ・消費者志向自主宣言・フォローアップ活動の促進 ・セミナーやシンポジウム、研修等による消費者志向経営の普及・啓発など			進捗状況を踏まえた推進の在り方の見直し			(イ) 消費者志向経営を促進するセミナーやシンポジウム、研修の実施状況 (ロ) 事業者等への消費者行政に関わる情報の提供等の状況（情報提供を行った回数、情報提供を行った事業者数等） (ハ) 豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討状況（意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等）	
	優良事例の表彰【消費者庁】									
	事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供【消費者庁、経済産業省】									
	豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討【経済産業省】			豊かな消費経済の構築に係る具体的施策の立案・実施【経済産業省】						
	消費者団体と事業者団体の意見交換の場の設定【消費者庁】									
	「消費者行政新未来創造オフィス」における、地方の事業者への普及・啓発【消費者庁】									
(K P I の現状) ※2018平成29年度 (イ) ・消費者志向経営推進セミナーシンポジウム（2018平成29年11月～12月） ・国民生活センター主催の企業職員研修における、消費者志向経営の推進に関する講義の実施（平成30年1月、3月） ・消費者志向経営トップセミナー（2019平成30年2月） ・とくしま消費者志向経営推進キックオフシンポジウム（平成29年10月）（消費者庁） ・消費者志向経営推進セミナー（2019年3月東京、大阪）（消費者庁） (ロ) ・リーフレット等の作成・配布数：6323●種類（2017平成28年度：2223種類） ・説明会・意見交換会の開催回数：11366●回（2017平成28年度：3666回） ・講演依頼への対応回数：217252●回（2017平成28年度：455252回）（消費者庁） (ハ) ・2030年頃の消費経済市場を見据えつつ、消費者意識の変化、より一層の消費者理解やそれに伴う企業経営の在り方、消費者起点のイノベーション等について検討を行う研究会を立ち上げ、報告書を2017年3月に取りまとめた。（経済産業省）										

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3)消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進 ③公益通報者保護制度の推進	公益通報窓口の整備等の促進（説明会の実施、広報資料の作成・配布等）【消費者庁】					公益通報窓口の整備等の促進（説明会の実施、広報資料の作成・配布等による見直し後の制度の周知・啓発）【消費者庁】			(イ)法の認知度 ・大企業労働者 2020年度 :60% ・中小企業労働者 2020年度 :50%
	制度の見直しも含む必要な措置に係る検討会の開催等（通報者保護の要件・効果等に係る精緻な法的検討等）【消費者庁】								
<検討会の提言等を踏まえた取組の推進>						制度の実効性の向上に向けた更なる取組の実施【消費者庁】			(ハ)ガイドラインの主要項目への準拠状況（事業者） 2020年度 :50% (ニ)認証取得事業者数（2021年3月末） 平成32年度 :300社
(1) 制度の運用改善									
ガイドラインの改正・策定【消費者庁】									
改正・策定された各種ガイドラインの周知徹底【消費者庁】									
認証制度の導入に向けた検討【消費者庁】						・認証制度の導入・普及 ・認証取得の促進支援 ・内部通報制度の適切な運用に資する人材の育成に係る取組【消費者庁】			
(2) 制度の見直し									
パブコメ等の実施・検討【消費者庁】						消費者委員会の審議を踏まえた更なる取組【消費者庁】			
消費者委員会の審議を踏まえた更なる取組【消費者庁】									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3)消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進 ③公益通報者保護制度の推進			(3) 消費者行政新未来創造オフィスでの取組 事業者団体等の主導による中小企業における内部通報制度の導入促進及びその効果を検証等した上での全国展開 【消費者庁】						
			徳島県内市町村における通報窓口整備率100%達成【消費者庁】	通報制度の円滑な運用とその評価・改善、県内市町村共通の窓口の整備及びこれらの効果を検証等した上での全国展開【消費者庁】				全国展開の結果等を踏まえた更なる制度の整備・改善【消費者庁】	
(K P I の現状) ※2016年度 (「(ロ) 市区町村」のみ2017年度) (イ) 法の認知度 大企業労働者：46%、中小企業労働者：43% (大企業労働者9ポイント増、中小企業労働者14ポイント増 (いずれも前回調査 (2012年度) 比)) (ロ) 通報窓口の整備状況 (設置率) 中小企業：40% (前回調査 (2012年度) 比横ばい)、市区町村：55.2% (2016平成27年度比3ポイント増横ばい) (ハ) ガイドラインの主要項目への準拠状況 (事業者)：40% (2012年度比10ポイント増)									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 ①競争政策の強力な実施のための各種対応	価格カルテル・入札談合等への厳正な対処と的確な企業結合審査の実施【公正取引委員会】								・ 法的措置の実施件数、企業結合審査の実施状況 ・ 法律、下位法令等の制定、策定等の進捗状況
	課徴金制度の見直し等に係る検討【公正取引委員会】			独占禁止法改正法案提出【公正取引委員会】					
(K P I の現状) ※平成292018年度上半期 延べ412946名の事業者等に対して1358件の排除措置命令を実施したほか、延べ324018名の事業者に対して課徴金納付命令を実施。 (平成282017年度：延べ5141名の事業者等に対して113件の排除措置命令、延べ32名の事業者に対して課徴金納付命令(平成28年12月に行った、独占禁止法第63条第1項及び同条第2項に基づく罰金調整後)。) また、306143321件の企業結合審査を実施(平成282017年度：319306件の企業結合審査を実施)。									
②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施【消費者庁、消費者委員会、各公共料金所管省庁】								公共料金等の決定過程における消費者参画及び料金適正性、情報提供の状況
	電力の小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】								
	都市ガスの小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】								
	電気料金値上げ後のフォローアップ(東京電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	電気料金値上げ後のフォローアップ(関西・九州・東北・四国・北海道電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	電気料金値上げ後のフォローアップ(中部電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	原発再稼働に伴う電気料金引き下げに関するフォローアップ(関西電力・高浜)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】		原発再稼働に伴う電気料金引き下げに関するフォローアップ(関西電力・大飯)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】			

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 ②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保		電力託送料金認可後のフォローアップ 【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】		託送収支の事後評価 【消費者庁、経済産業省】					
				一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の運賃組替え後3年以内に、組替え後の状況について事後検証を実施【国土交通省、消費者庁、消費者委員会】					
(K P Iの現状) ※2018年度(2018年11月1日時点) ・公共料金等専門調査会(2015平成28年度から開催。2018平成29年2-4月から同年5月までに7回開催)における審議を通じて、電力・ガス小売全面自由化に関し、料金の適正性の確保や消費者への分かりやすい情報提供等について検討及びフォローアップを行った。また、同年7-8月には、関西電力による大飯高浜原子力発電所3・4号機の再稼動に伴う値下げの内容の適正性等について検討及びフォローアップを行った。(消費者委員会) ・ 原価算定期間が終了した中部電力の小売電気料金について、電力・ガス取引監視等委員会の料金審査専門会合において事後評価を行った。また、平成29年7月には、関西電力による大飯高浜原子力発電所3・4号機の再稼動に伴う値下げの内容の適正性等について、電力・ガス取引監視等委員会の料金審査専門会合において確認を行った。 ・ 電力会社から託送供給等約款の認可申請を受けて、電力取引監視等委員会の電気料金審査専門会合において、委員やオブザーバーとして消費者代表や消費者庁も参加し、中立的・客観的かつ専門的な観点から審査を行った。また、経済産業省が本認可申請に対するパブリックコメント手続を実施した。委員会が取りまとめた査定方針を踏まえて、経済産業大臣が電力会社に申請内容を修正した申請書を提出するよう指示し、修正された申請を認可した。(経済産業省) ・ 消費者委員会「電力託送料金に関する調査会報告書」を参考にしつつ、電力・ガス取引監視等委員会の料金審査専門会合において、託送料金の事後評価を定期的に行う方針を決定し、当該方針に基づき、事後評価の進め方2017年度の収支状況等の事後評価を行った。について議論している。 (経済産業省) ・東京都特別区・武三地区のタクシー運賃組替えについて、関係省庁と調整の上、物価問題に関する関係閣僚会議を開催し了承を得ることによって、料金適正性を確保。(消費者庁) ・プライスカップ制度によるNTT東西の基準料金指数の設定について、関係省庁と調整の上、物価問題に関する関係閣僚会議を開催し了承を得ることによって、料金適正性を確保。(消費者庁)									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	①低炭素社会作りに向けた国民運動の推進	省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「ライフスタイル」など地球温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を企業・団体等と連携して推進し、国民運動の賛同数拡大や認知率の向上を図り、国民に具体的な行動喚起を促す施策を実施【環境省】	国民運動賛同の状況や施策の実施状況を踏まえ、低炭素社会作りに向けた地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」を更に推進する具体的施策を深化・発展【環境省】							(イ) 地球温暖化に対する理解度、関心度(2020年度までに) ・温暖化問題などへの関心度90% ・COOL CHOICE認知度50% ・COOL CHOICE賛同(個人600万人、企業・団体40万団体) (ロ) 具体的な取組の進展(2030年度までに) ・クールビズ及びウォームビズの実施100% ・省エネ導入割合83.2% ・照度削減率21.3% ・エコドライブの実施(自家用車25%、自家用貨物車35%) ・カーシェアリングの実施0.85%

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進 ①低炭素社会作りに向けた国民運動の推進	(K P I の現状) (イ) 地球温暖化に対する理解度、関心度 ・COOL CHOICE賛同 (個人約 664515 万人、企業・団体約2万団体 (2019 2018 年3月末時点)) (ロ) 具体的な取組の進展状況※20162017年度における地球温暖化対策計画 (平成28年5月13日閣議決定) の進捗状況抜粋 ・クールビズ及びウォームビズの実施 (20162017年度時点) : (クールビズ (業務) の実施率: 74.171.34 %, クールビズ (家庭) の実施率: 71.2772.9 %, ウォームビズ (業務) の実施率: 59.47162.9 %, ウォームビズ (家庭) の実施率: 81.276.370.5 %) (20162015年度時点: (クールビズ (業務) の実施率: 71.472.4 %, クールビズ (家庭) の実施率: 72.972.2 %, ウォームビズ (業務) の実施率: 68.462.9 %, ウォームビズ (家庭) の実施率: 76.377.1 %) ・省エネ導入割合 (2015年度) : (省エネ型 (電機除湿器) 購入割合: 68.4 (平成252014年度) : 67.671.6 %)、省エネ型 (乾燥機付全自動洗濯機) 購入割合: 74.4 (平成252014年度: 73.477.1 %) ・照度削減率 (照度削減率の変化量 (20172016年度) : -8.0-7.8 %, (平成2520162015年度) : -7.8-7.3-5 %) ・エコドライブの実施 (2013年度) : (エコドライブ (乗用車) の実施率: (平成25年度) 6 %, エコドライブ (自家用乗用車) の実施率: (平成25年度) 9 %) ・カーシェアリングの実施 (2016年度) : (カーシェアリングの実施率: 0.66 %) (平成252015年度) : 0.530.23 %)								
	②循環型社会形成に向けた情報提供事業	<ウェブサイト「リ・スタイル (Re-Style)」による情報提供> 年間を通じて、様々なコンテンツ等の発信により、3Rの態度変容、行動喚起を促すサイトの運用と適時改善 【環境省】 ※毎年度、3Rを念頭におきつつも、若者の興味をひくような最新の動向やイベントを検討し、掲載を行う。 「3R推進月間」を中心に複数月にわたり実施する「選ぼう! 3Rキャンペーン」の実施【環境省】 毎年10月の3R推進月間における「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施【環境省】							
(K P I の現状) ※2018平成29年度 (2018平成29年1112月1日時点) (イ) ウェブサイト「リ・スタイル (Re-Style)」のユニークユーザ数 (月平均) : 5,058人/月 (平成28年度: 4,216人/月) (イロ) 「選ぼう! 3Rキャンペーン」参加企業数と実施店舗数 (平成282017年度: 24企業5メーカー、およそ1,460500店舗)									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	③循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等									「3R促進ポスターコンクール」への応募数 現状維持 (応募数10,289件)
		毎年10月の3R推進月間における「3R推進全国大会」の開催等による普及啓発、「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」の後援、関係機関の意見を踏まえた改善等【環境省、経済産業省】 ※毎年度、各地の地域特性等を踏まえた実効的なイベントやキャンペーンを検討し、実施する。								
										(K P I の現状) ※2018平成29年度 ・3R促進ポスターコンクール応募数：5,3618,700件 (2017平成28年度：8,7008,458件) (環境省)

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進 ④ 経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進	<事業者による自主的な取組と多様な主体の連携・協働の促進> 「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」の普及による、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進、事業者間及び多様な主体間の連携・協働の促進【環境省】 ※毎年度、取組事例の収集等、事業者等に対する調査を行い、その時々課題を踏まえ、施策の見直しを行う。								
	<「生きものマークガイドブック」を利用した国民理解の促進> 事例集及び活用のための手引きの提供を通じた、農林水産業と生物多様性の関係に関する国民理解の促進【農林水産省】								
			「生物多様性民間参画ガイドライン」の改訂【環境省】						
(K P Iの現状) ※平成29(2018)年度 (2019年1月末時点) (イ) 「にじゅうまるプロジェクト」のうち主に事業者等の登録件数：平成28年度：111308件 (2017年度) (平成27(2016)年度：83111件) (ロ) ガイドブックを利用したイベント等への出展回数： 9 65回 (2018年度) (平成28(2017)年度： 5 9回)									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	⑤有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の理解と関心の増進	<消費者理解に向けた施策の展開> 食料・農業・農村基本計画を踏まえた具体的施策の構築・促進【農林水産省】								消費行動や事業活動の推進に資する施策の実施状況
		<有機農業推進法等> 有機農業・有機農産物等に関するセミナー、ポータルサイトによる情報発信、消費者との交流等【農林水産省】								
		<有機JAS制度における表示の適正化及び啓発> ウェブサイト、パンフレット等による、有機JAS制度に関する表示の適正化、消費者等への啓発【農林水産省】 国内での生産実態を踏まえた現行の有機JAS規格の見直し(2016年度)と、その施行状況を踏まえた必要な対応の実施【農林水産省】								
		<ソフトウェアの提供> 生産行程管理記録の作成のためのソフトウェアの生産者への提供【農林水産省】 既に有機JAS認定を取得している生産者への提供【農林水産省】 有機JAS認定の申請予定者への提供【農林水産省】								
(K P Iの現状) ※2018年度(2018年11月1日時点) 1. ①オーガニック・エコ農と食のネットワークを設立(2016年7月)。 ②環境保全型未来につながる持続可能な農業推進コンクールを実施(2018平成28年3月1-2日、2019年3月)。 ③マッチングフェア(2015年9月から2019201829年113-12月まで計7-8-5回)及び有機農業の啓発を図るセミナー(2015年11月から2019201829年3-11-12月まで計182215回)を開催。 2. ウェブサイト等を利用した有機JAS制度に関する啓発、生産行程管理記録の作成のためのソフトウェアの普及、有機JAS規格の見直しを実施。										

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I		
							2020年度	2021年度	2022年度			
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	①消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の適正な運用	消費者裁判手続特例法の政令・内閣府令／ガイドラインの公布等【消費者庁】	消費者裁判手続特例法の適正な運用（特定適格消費者団体・適格消費者団体の設立促進・認定・監督）【消費者庁】							(イ) 適格消費者団体の認知度： 2020年度30% (2015年1月16.0%) (ロ) 消費者団体訴訟制度の認知度：2020年度40% (2015年1月28.6%) (ハ) 適格消費者団体による差止請求訴訟件数（目標：年5件） 消費者裁判手続特例法に基づき事業者が現実に弁済した総額 (二) 特定適格消費社団体による共通義務確認訴訟件数（目標：年2件） 景品表示法に基づき納付を命じた課徴金の額及び認定した実施予定返金計画の件数		
						制度見直しについて必要な対応						
		適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討会の開催【消費者庁】	検討会の報告書を踏まえた内閣府令の改正作業【消費者庁】	検討会の報告書を踏まえた法改正作業の実施（独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律）【消費者庁】	適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援に関する取組【消費者庁】							
			消費者裁判手続特例法や景品表示法の施行状況を踏まえた加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度の検討【消費者庁】									

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[参考]			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、 苦情処理 及び紛争 解決の 促進	①消費者の 財産的被害 の集約的 回復のた めの民事 裁判手続 の特例に 関する法 律(消費 者裁判手 続特例法) の適正な 運用	<p>(K P I の現状) ※2018年度(2018年12月末時点)</p> <p>(イ) 適格消費者団体の認知度：2017年度8.2%集計中 (2016年度の特定適格消費者団体の認知度は6.36%)</p> <p>(ロ) 消費者団体訴訟制度の認知度：2017年度13.9%集計中 (平成28年度の消費者団体訴訟制度(被害回復制度)の認知度は8.2%)</p> <p>(ハ) 適格消費者団体による差止請求訴訟件数：9件事業者が現実に弁済した総額：0円</p> <p>(ニ) 特定適格消費者団体による共通義務確認訴訟件数：1件 納付を命じた課徴金の額：3億9,153万円(平成28年度：4億8,507万円) 認定した実施予定返金計画：1件(平成28年度：2件)</p> <p>※ KPI (ハ) については、消費者裁判手続特例法に基づく訴訟は2016年10月以降に生じた事案が対象になるところ、まだ訴訟提起がされていないため0円となっている。</p> <p>※ 景品表示法の執行状況(課徴金制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付を命じた課徴金の額：3億622万円5億801万円(2017年度：3億9,153万円) ・認定した実施予定返金計画：0件(2017年度：1件) 								

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
① 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	②製造物責任法に関する裁判例の収集・分析		論点別に裁判例を抽出・整理・公表【消費者庁、関係省庁等】	裁判例の収録の拡充を図る【消費者庁、関係省庁等】						訴訟情報の更新回数 目標：毎年1回
		(K P I の現状) 訴訟情報の更新回数：4回 (2016年3月、2017年3月、及び2018年3月及び2019年3月に更新)								
③消費者に関する法的トラブルの解決	③消費者に関する法的トラブルの解決		＜関係機関・団体との連携・協力関係の構築＞ ・消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会の開催等【法務省】							(イ) 情報提供業務 多重債務問題等コールセンター問合せ件数、事故情報データベースへの登録件数 (ロ) 民事法律扶助業務（多重債務問題援助開始決定件数）、民事法律扶助業務（多重債務問題法律相談援助件数）
			＜民事法律扶助業務の周知＞ ・日本司法支援センターウェブサイト、パンフレットによる民事法律扶助業務の周知【法務省】							
(K P I の現状) (イ) ※平成292018年度(2018年9月30日現在速報値) 情報提供業務コールセンターへの問合せ件数：179,270362,709339,344件(2017平成28年度：339,344349,599件)(うち、多重債務問題を含む金銭の借入れ24,61749,07147,399件(2017平成28年度：47,30045,584件))、事故情報データベースシステムへの登録件数：22件(平成282017年度：32件) (ロ) ※平成292018年度(2018年9月30日現在速報値) 民事法律扶助業務(多重債務問題に係る法律相談援助援助開始決定件数)：32,399119,87064,015件(2017平成28年度：64,015114,76456,599件)、民事法律扶助業務(代理援助・書類作成援助件数多重債務問題法律相談援助件数)：59,33564,191114,674件(2017平成28年度：114,67464,015101,647件)										

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	④消費者紛争に係る裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）の実施									国民生活センターにおけるADRの実施状況
	国民生活センター紛争解決委員会による和解の仲介等の実施、その結果の概要の公表及び他の消費者紛争のADR機関との連携【消費者庁】									
	(K P I の現状) ※2018平成29年度(20192018年3-9月末時点) 申請件数：17783172件 (2017平成28年度：172167件) 手続終了件数：17880164件 (2017平成28年度：164184件)									
	⑤金融ADR制度の円滑な運営									指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）
	指定紛争解決機関の監督等による金融ADR制度の円滑な実施【金融庁】									
	金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化【金融庁】									
(K P I の現状) ※2018平成29年度上半期 (P) 苦情処理手続の処理件数：7,3774,0953,646件 (2017平成28年度：7,2348,283件) 紛争解決手続の処理件数：1,666639593件 (2017平成28年度：1,0911,267件)										
	⑥商品先物ADR制度の円滑な運営									商品先物取引協会の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）
	紛争の迅速な解決及び制度の周知【経済産業省、農林水産省】									
	(K P I の現状) ※平成292018年度 苦情処理手続：47件 (平成282017年度：67件) 紛争解決手続：8611件 (平成282017年度：811件)									

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1)被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[参考]			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑦住宅トラブルに関する紛争処理ADRの実施	<ul style="list-style-type: none"> 住宅性能表示を受けた住宅及び保険を付した新築住宅のADRの実施 建設工事の請負契約に関するADRの実施【国土交通省】 								(イ) ADR及び相談の実施状況 (ロ) 研修会の実施状況 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市で開催
		<ul style="list-style-type: none"> リフォームトラブルを含む相談の受付 基礎ぐい工事問題に関する相談の受付【国土交通省】 								
		民間賃貸住宅のトラブルに関する相談を受ける地方公共団体の職員等を対象とした研修会を通じた関係者間の情報共有【国土交通省】								
		民法改正（債権法部分）に関する周知【国土交通省】								
		(K P I の現状) (イ) 住宅紛争審査会では対象となる新築住宅に関するADRを、建設工事紛争審査会では建設工事の請負契約に関するADRを受付中。また、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、リフォームに関する相談を受付中。 (ロ) 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市、 岡山市 、 松山市 で 79 回(東京2回)開催。								
	⑧振り込み詐欺救済法犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(以下「振り込み詐欺救済法」という。)に基づく被害者の救済支援等	振り込み詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進【金融庁、財務省】								被害者への返金の状況
		(K P I の現状) ※20182017年度末までの累計 被害者への返金額：155146億円(20172016年度末までの累計：146134億円)								

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[参考]			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑨「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)の実施	<p><多重債務問題改善プログラムの実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催 【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】 ※関係省庁が十分連携の上、国、地方公共団体及び関係団体が一体となって以下の施策を推進する。 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】 ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】 								(イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数 (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容
		<p>(K P I の現状) ※2018年度(2018年11月1日平成29年12月末時点)</p> <p>(イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数：8.9万人未集計8.5万人 (2017平成28年度：8.69万人)</p> <p>(ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数(平成30年3月31日時点)：12,72823,27724,452件 (2017平成28年度：26,42126,33626,055件)</p>								
	⑩自殺対策基本法に基づく総合的な自殺対策の強化	<p>自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づく、相談窓口の充実等、総合的な自殺対策の強化【厚生労働省】 ※現行の自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)は、おおむね5年を目途に見直すこととしてされており、 平成34年夏頃に見直しを予定している。</p>								自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数) 平成372026年13.0人 (2017平成28年16.48人)
		<p>(K P I の現状) ※2017平成28年 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)：16.48 (2016前年：16.88,5)</p>								

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進 ⑪ ギャンブル等依存症対策の強化			「ギャンブル等依存症対策の強化について」ギャンブル等依存症対策基本法等を踏まえた関係省庁府省等との連携の下での取組の推進【消費者庁】						(イ) 消費生活相談窓口の設置状況 (ロ) ギャンブル等に関する消費生活相談件数
			<p>消費者向けの注意喚起・普及啓発資料の作成と、注意喚起等の実施【消費者庁】</p> <p>資料作成 → 注意喚起等の実施</p> <p>資料の内容更新 → 更新後の資料による注意喚起等の実施</p> <p>青少年向け啓発用資料の作成と、それをを用いた周知啓発の実施</p> <p>関係機関との連携方法などを整理した対応マニュアルの策定、運用【消費者庁】</p> <p>マニュアル策定 → 対応マニュアルの運用</p> <p>マニュアルの内容更新 → 更新後のマニュアルの運用</p> <p>消費生活相談員等を対象とした研修の実施【消費者庁】</p> <p>地方公共団体に対する地域における自主的な取組の推進の依頼【消費者庁】</p> <p>地方公共団体における注意喚起・普及啓発の支援【消費者庁】</p> <p>啓発用資料のサンプルの作成 → 地方公共団体における啓発の実施の要請</p> <p>研修の機会等を活用した先行的事例の周知・共有</p> <p>ギャンブル等の消費行動等の実態調査の実施【消費者庁】</p> <p>調整等 → 実施（2020年度以降、毎年度）</p>						
(K P I の現状) ※平成292018年度—(2018年11月1日時点)— (イ) 消費生活相談窓口の設置状況 (平成292018年4月1日時点) 全ての地方公共団体に設置 (うち、消費生活センターは82955か所 (2017平成28年4月1日時点 830799か所)) 消費生活相談員 : 3,43238人 (2017平成28年4月1日時点 3,434393人)) (ロ) ギャンブル等に関する消費生活相談件数 : 286505519件 (2017平成28年度 : 5365357件) (※「ギャンブル」及び「多重債務」をキーワードとして設定し、検索)									

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1)被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進 ⑫生活困窮者自立支援法に基づく支援の推進	生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進、就労準備支援、家計相談支援等の推進【厚生労働省】								
	就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国的実施の促進【厚生労働省】								
		第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討【厚生労働省】	関係審議会等における検討の結果に基づいて、第196回平成30年通常国会に所要の法案を提出、成立【厚生労働省】						(イ) 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数 (ロ) 任意の法定事業の実施率
(K P I の現状) ※2018年度 ((イ) については2017年度) (イ) 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数 : 229,685件 (2016年度) : 222,426件) (ロ) 任意の法定事業の実施率 ・ 就労準備支援事業 : 48%、家計改善支援事業 : 45%、一時生活支援事業 : 31%、子どもの学習支援事業 : 59% ((2017年度) : 就労準備支援事業 : 43.44%、家計相談支援事業 : 40%、一時生活支援事業 : 29.28%、子どもの学習支援事業 : 56%)									

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進 ⑬ 成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催					成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催し、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進【法務省、金融庁、消費者庁、文部科学省、経済産業省、関係府省庁】 アクションプログラムに基づき、若年者への実践的な消費者教育の実施を推進【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】 若年者に対する返済能力や支払可能見込額の調査を一層適切に行うため、事業者の自主的な取組状況を把握するための調査を実施し、その調査結果を検証して、得られた優良事例の公表や事業者へのフィードバック等を通じて、効果的な取組を推進(事業者の自主的な取組状況の把握及びその公表を含む。)【金融庁、経済産業省】 成年年齢引下げに関連して生ずる様々な影響を把握するため、国民への浸透度等の調査を行い、その結果を活用して、効果的な広報・周知の媒体や方法につき検討するとともに、消費者教育をはじめとした環境整備の施策にいかす。【法務省、関係府省庁】					(イ) 成年年齢引下げの国民への浸透の状況 (ロ) 広報・周知の実施状況
	(K P I の現状) ※2018年度 今後、把握していくものであるため、現状では、記述が不可能である。 (イ) 成年年齢引下げに関する世論調査の実施 成年年齢引下げについての認知度 16～22歳：87.4%が「知っていた」 40～59歳：93.2%が「知っていた」 未成年者の契約の取消権の認知度 16～22歳：56.2%が「知っていた」 40～59歳：74.4%が「知っていた」 (ロ) ・成年年齢引下げについて解説したポスター約4,800枚・パンフレット約14万6400枚を全国の高等学校等に配布 ・第1回成年年齢引下げ動画コンテストの開催 ・映画、ドラマとのタイアップポスター合計約4万4300枚配布 ・政府広報と連携し、広報番組やインターネットテレビの発信 ・アクションプログラムの実施に関し、「私法と契約」という項目を設けた高校生向けの法教育教材を作成、全国の高校に配布									

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	① 青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備	「基本的計画」の見直し【内閣府、関係省庁等】	基本的計画に基づく、青少年のインターネット利用環境整備のための施策の総合的かつ効果的な推進【内閣府、関係省庁等】			「基本的計画」の見直し【内閣府、関係省庁等】				「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づく施策の実施状況
			「基本的計画」の見直し【内閣府、関係省庁等】							
<p>(K P I の現状)</p> <p>「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」において、関係省庁からの報告により、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づく施策の実施状況を把握した。</p>										
(2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	② 個人情報保護法制の周知（個人情報保護法改正前） ※2016年以降は、「③パーソナルデータの活用に関する制度改正」において実施	説明会の開催、広報資料の作成等による周知・啓発【消費者庁】								個人情報保護法に関する説明会の開催状況（開催場所、参加者数、肯定的評価の割合）

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進 ③ パーソナルデータの利活用に関する制度改正（個人情報保護法改正後の個人情報保護法制の周知を含む。）	法律の審議状況・施行に関する状況を踏まえた各施策の実施【内閣官房、消費者庁、総務省、経済産業省、関係省庁等】		2016年1月1日に個人情報保護委員会が設置されたことを受けて、当該委員会を主体として改正個人情報保護法に基づく政令・規則等の作成や個人情報保護法制の周知・啓発を含めた施策を実施【個人情報保護委員会、関係省庁等】	改正法の施行に向けて、法令等の周知・啓発を含めた各種施策の実施【個人情報保護委員会、関係省庁等】	改正個人情報保護法の2017年5月の全面施行を受けて、個人の権利利益の保護を図りつつデータ流通の円滑化を図るため、法律・政令・規則・ガイドライン等の周知・啓発・相談対応等を含めた各種施策の実施【個人情報保護委員会】				・改正個人情報保護法の2017年5月の全面施行後3年を目途に、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進等個人情報保護委員会の所掌事務を実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況について検討を実施。 ・同法の全面施行後3年ごとに個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、個人情報を活用した新産業の創出・発展の状況等について検討を実施。 ・これらの検討の結果、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる【個人情報保護委員会】	個人情報保護制度に関する説明会等の実施状況

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進 ④マイナンバー制度の周知と適正な運用等		2015年10月マイナンバーの通知開始、 2016年1月マイナンバーやマイナンバーカードの利用開始		2017年11月情報連携やマイナポータルにおける本格運用開始						マイナンバー制度の円滑な運用及び適正な取扱い確保に関する説明会等の広報の実施状況
		・マイナンバー制度に関する正しい情報の周知・広報活動 ・特定個人情報の適正な取扱いを確保するためのガイドライン等の保護措置の周知・啓発、行政機関等が実施する特定個人情報保護評価制度の推進【内閣府、個人情報保護委員会（改組前の特定個人情報保護委員会を含む。）、関係省庁等】								
(K P I の現状) ※2018平成29年度 (20192018平成30年4月1日13時時点) ・マイナンバー制度に関する説明会開催：736177回 (2017平成28年度：85460回) ・媒体を用いた広報（マイナンバー制度やマイナンバー制度に便乗した詐欺の注意喚起について） ・テレビCM：2018年4、5月全国349局、2019年3月全国44局 (2017平成28年度：3993局) ・新聞広告 (2017年度)：1回 (2019年3月) (2017年度：2回) (2017年8月、2018年1月) (2016平成28年度：2回) ・ガイドライン等説明会実績：7989100回 (2017平成28年度：108428回)										

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	①越境消費者トラブルへの対応の強化	国民生活センターにおける越境消費者トラブルの相談体制整備						国民生活センターによる越境消費者トラブルに係る相談対応【消費者庁】			越境消費者トラブルに関する相談対応状況及び海外連携機関の管轄する国・地域数
		海外機関との更なる連携強化・拡大【消費者庁】 ※越境消費者トラブルに関する消費者からの相談状況等を踏まえ、優先的に対応が必要とされる国・地域の機関を連携候補先として選定									
<p>(K P I の現状) ※2018平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 越境消費者相談受付件数：4,0866,257件 (2017平成28年度：4,0864,475件) 海外連携機関の管轄する国・地域数：新規1-2機関、計1342機関 (合計2423か国・地域) (2017平成28年度：1342機関、2322か国・地域) 											
	②在留外国人の相談に対する体制の強化	地方消費者行政推進交付金(2018年度以降は、地方消費者行政強化交付金)の活用等による、消費生活センター等における在留外国人に対する消費生活相談体制の強化【消費者庁】						国民生活センターにおける在留外国人に対する消費生活相談体制について、調査結果を踏まえた必要な措置として、訪日外国人向けの消費生活相談窓口の整備、情報提供・啓発【消費者庁】			(イ) 地方公共団体における在留外国人からの相談体制の整備状況 (ロ) 国民生活センターにおける在留外国人からの相談体制の整備状況
		国民生活センターにおける在留外国人に対する消費生活相談体制の整備に係る調査・検討【消費者庁】						訪日観光客消費者ホットラインの運用			
<p>(K P I の現状)</p> <p>(イ) 在留外国人の対応を含む消費生活相談体制の強化に向けた地方公共団体の取組を支援するため「地方消費者行政推進交付金」を交付した。2335都道府県において通訳の活用等の体制整備が図られている (2018平成28年4月1日時点)。</p> <p>(ロ) 2018年12月に訪日観光客消費者ホットラインを開設。 国民生活センターにおける在留外国人からの相談体制の整備の検討材料とするため、電話通訳サービス会社等に運用面や費用面等についてヒアリングを行うとともに、訪日外国人への消費者トラブルに関する注意喚起の実施に向けた検討・調整を行った。</p>											

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	③二国間・地域間・多国間における消費者問題に関する政策対話・協力等の実施	二国間・地域間・多国間における消費者問題に関する政策対話、MOUの締結及び技術協力等の実施 【消費者庁、外務省、関係省庁等】 ※相手国、利害関係、関心事項に応じて、取り扱うテーマ、取組内容は変化								
		諸外国への技術協力（ベトナム消費者保護行政強化プロジェクト）【消費者庁、外務省】								
	必要に応じた新規プロジェクトの検討【消費者庁、外務省】									
	④東南アジア諸国の消費者法制の整備・運用の支援	<p>(K P Iの現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017平成29年9月にアジア消費者政策フォーラムに参加し、意見交換等を行った。 ・2017平成29年7月に、ベトナム競争庁（V C A）職員が来日し、消費者庁から日本の消費者政策の紹介等の研修を行い、ベトナム消費者行政に大きく貢献するものと評価された。 ・2018年9月に内閣府特命担当大臣が訪越し、先方政府と消費者問題に係る意見交換を行った。 								
	⑤④多国間協力の実施経済協力開発機構（OECD）消費者政策委員会等の国際会議への積極的な参画	<p>OECD消費者政策委員会等、国際機関への参画を通じ、多国間における情報共有やの国際的な連携を図る会議への積極的な参画【消費者庁、外務省、関係省庁等】</p> <p>※時宜にかなった消費者問題に対処するため、取り扱うテーマ、取組内容、プロジェクト等は変化</p>								
		<p>(KPIの現状) ※2018平成29年度</p> <p>第953回・第964回OECD消費者政策委員会（CCP）、第164回・第175回OECD CCP製品安全作業部会に参加し、消費者政策に関する日本の取組の紹介や各国の取組について意見交換を行った。CCPでは、引き続き副議長を務めるとともに、CCP製品安全作業部会でも副議長を務めている議長に再々選された。（2017平成28年度：第934回・第942回OECD CCP消費者政策委員会、第142回・第153回OECD CCP製品安全作業部会に参加。また、平成28年6月のOECDデジタル経済に関する閣僚級会合に参加。）</p>								

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	④⑤海外消費者関係法保護及び執行のための国際ネットワーク(ICPEN)等を通じた消費者保護関係機関との国際的な連携	<p>ICPEN会合への参画や、ICPENが推奨する「インターネット・スウィープ」等への参加による海外の消費者保護関係法執行機関との国際的な連携の強化【消費者庁、関係省庁等】</p> <p>※時宜にかなった消費者問題に対処するため、取り扱うテーマ、取組内容、プロジェクト等は変化</p>									海外消費者保護関係法執行機関との国際的な連携の状況
		<p>(K P I の現状)</p> <p>2018平成29年4月、11月にICPEN（消費者保護及び執行のための国際ネットワーク）の本会合に出席。ICPENが推奨する「詐欺防止月間」（2018平成29年5月）及び「インターネットスウィープ」（2018年2月）を実施。</p> <p>※2019年2月に予定していた「インターネットスウィープ」は、事務局の都合により同年5月に実施予定。</p>									

6 国や地方の消費者行政の体制整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(1) 国(独立行政法人を含む。)	①消費者行政体制の更なる整備等(所管法律の点検・評価及び他の法律への関与の在り方等の検討・措置)	所管法律の点検、評価及び他の法律への関与の在り方等の検討・措置【消費者庁】 ※毎年度、消費者行政体制の更なる整備について点検・評価を実施									点検、評価及び検討の取組状況
		(K P I の現状) ・実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした新しい消費者行政の発展の拠点として、2017年7月24日に、徳島県に「消費者行政新未来創造オフィス」を開設。 ・2017年11月に「消費者行政新未来創造プロジェクト検証専門調査会」を設置し、同年12月以降、専門調査会等を6-9回開催。(消費者委員会) ・2018 2017 年8月に2017 2016 年度の消費者庁の政策を評価した政策評価書を公表。結果を踏まえ、消費者行政の体制整備のための予算要求、機構定員要求を実施。									
(1) 国(独立行政法人を含む。)	②国際業務実施体制の強化(消費者庁における国際担当の体制強化)	国際業務対応強化のための体制整備【消費者庁】 国際業務に携わる人材の育成・体制の強化(国内国際担当者間の連携強化【消費者庁】)									国際業務に携わる人材の育成・体制の強化の状況(体制整備の状況及び連携強化の取組状況)
		(K P I の現状) 国際業務実施体制整備に関し、2016年度から設置された国際室において業務を開始。2018年度、米国F T C (Federal Trade Commission) の研修プログラムに職員を派遣また、(国内)国際担当者と連携して国際会議に参加。									
(1) 国(独立行政法人を含む。)	③消費者委員会の事務局体制の充実・強化等	事務局体制の充実・強化【内閣府】									消費者委員会の意見表明及びこれに関するフォローアップの実施状況
		消費者委員会による資料の提出の要求等、消費者庁を始め関係省庁による迅速かつ適切な対応 消費者委員会が建議等の意見表明を行った施策に関する実施状況のフォローアップ【内閣府、関係省庁等】									
		(K P I の現状) ※2018平成29年度(2018年11月1日時点) 提言2件、意見表明7-413件、報告書1件の公表、報告書2件の公表、8件の答申3-4件の発出及び建議1件に係るフォローアップを実施。(2017平成28年度：建議2件、提言2-1件、意見表明13-8件、報告書2件の公表、5件の答申8件の発出及び建議1-2件に係るフォローアップを実施。)									

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1)国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化 ④障害者の消費者被害の防止策の強化			障害者の消費生活相談への対応方策について検討【消費者庁】	消費生活センター等における障害者の消費生活相談への対応のための体制整備・取組の推進【消費者庁】						(イ) 消費生活センター等における体制整備取組の状況 (ロ) 国民生活センターにおける障害者からの相談体制の整備状況及びウェブサイト等による障害者に配慮した情報提供の実施状況	
		ニーズや受付状況を踏まえた強化策を検討【消費者庁】	検討結果を踏まえた体制整備を推進【消費者庁】	国民生活センターにおける障害者に対する消費生活相談の取組を推進【消費者庁】							
		国民生活センターにおけるウェブサイトやデジ版資料等における障害者に配慮した情報提供の実施【消費者庁】									
		(K P I の現状) ※20182017年度 (イ) より多くの高齢者・障害者に対する消費生活センターの周知及び円滑な相談対応を図るための方策について検討 (ロ)									
		・障害者からの消費生活相談に対する体制の整備として、障害者からの消費生活相談の受付状況を把握 (2018平成29年度(2018年9月末時点)-(2019年3月末時点) : 1236596件 (2017平成28年度 : 99113件))し、引き続き相談対応を実施。 ・国民生活センターのウェブサイトのウェブアクセシビリティ調査 (JIS X 8341-3:2016に基づく検証) を実施し、音声読み上げソフトへの対応、弱視、色覚障害者等への配慮の措置に関して問題が存在する個所の改善を実施。 ・「くらしの豆知識」はNPO法人カラーユニバーサルデザイン機構のCUDマークを取得するとともに、デジ版を作成・配布。									

6 国や地方の消費者行政の体制整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化	⑤国民生活センターによる生活等相談機能強化	国民生活センターによる経由相談の強化、お昼の消費生活相談及び「消費者ホットライン188」を通じた消費生活センター等のバックアップ【消費者庁】								(イ) 相談支援の実施状況 (ロ) 消費者相談110番の実施状況
		国民生活センター及び消費生活センターによる消費者相談110番について、被害状況等に鑑みてテーマ等を検討し、実施【消費者庁】								
	(K P I の現状) ※20182017年度 (イ) 相談支援の実施状況 ・相談受付件数：19,240 19,701 件（経由相談件数：7,020 7,074 件、平日バックアップ相談件数：3,678 3,594 件、お昼の消費生活相談件数：2,762 2,944 件、休日相談件数：5,780 6,089 件）（2019 2018 年3月末までのP I O - N E T登録分） （2017 2016 平成28年度の相談受付件数：20,190 19,781 件（経由相談件数：7,271 7,589 件、平日バックアップ相談件数：3,714 3,739 件、お昼の消費生活相談件数：3,056 3,022 件、休日相談件数：6,149 5,431 件）） ・越境消費者相談受付件数：6,257 4,086 件（2017 2016 年度4,086 4,475 件） (ロ) 消費者相談110番の実施状況 ・熊本地震消費者トラブル110番（2016平成28年4月28 18 日～7月14日に実施） 受付件数：875件 ・60歳以上の消費者トラブル相談110番（2018平成29年9月13 14 日、14 15 日に実施） 受付件数（2018年度）：3088件（2017平成28年度：889 5 件（2017平成28年9月14 15 日、15 16 日に実施）） ・ジャパンライフ専用ダイヤル（2017年12月29日～2018年1月3日に実施） 受付件数：273件 ・平成30年7月豪雨消費者トラブル110番（2018年7月13日～9月12日に実施） 受付件数：131件 ・平成30年北海道胆振東部地震の影響による「188」転送支援（2018年9月6日～14日に実施） 受付件数：17件									
⑥消費者政策の推進等に向けた関係省庁等の連携強化	機動的な消費者政策担当課長会議の開催【消費者庁、関係省庁】 ※開催時期やその時々課題踏まえ、議題を設定									関係省庁の連携状況
	(K P I の現状) 消費者政策担当課長会議を2 1 回開催（2018平成29年10 11 月及び12月）し、消費者政策における取組等の状況報告や意見交換を行った。（2017平成28年度：1回）									
⑦消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革	「昇任時相談窓口等体験研修」の実施【消費者庁、人事院】									研修の実施状況
	(K P I の現状) ※平成29年度※2018年度 昇任時相談窓口等体験研修に2330府省等から8597人が参加した。参加者アンケート回答者の97.693 8 %が本研修は今後の業務遂行に「有益」であると回答した（2017平成28年度：93.897 3 %）。									

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1)国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化 ⑧消費者からの情報・相談の受付体制の充実	受付手段の拡充を検討【消費者庁関係省庁】	各府省庁等が設置する、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の維持・強化【消費者庁、関係省庁等】								
										各窓口での情報・相談の受付・対応状況
(K P I の現状) 消費者政策担当課長会議(2018平成29年10月)において、各府省庁における各窓口での情報・相談の受付体制の維持・強化を促し、受付体制の状況を別表3-(○224頁)-のとおり取りまとめた。										

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 地方における体制整備	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	地方公共団体（被災地方公共団体を含む。）への支援 【消費者庁、関係省庁等】									
		雇止めの見直しを含めた、消費生活相談員の処遇改善の働き掛け【消費者庁、関係省庁等】									
		地方公共団体、関係機関への制度の周知【消費者庁、関係省庁等】	<ul style="list-style-type: none"> 改正消費者安全法の円滑な施行 庁内連携の推進、相談業務の広域連携業務の広域連携【消費者庁、関係省庁等】 取組状況や好事例の収集、提供【消費者庁】 								
		消費生活相談員資格試験制度の周知【消費者庁】	消費生活相談員資格試験制度の運用（改正消費者安全法の施行）【消費者庁】								
						消費者安全法第10条の4 施行日政令制定	指定消費生活相談員制度の円滑な施行				
		地方消費者行政推進交付金（2018年度以降は、地方消費者行政強化交付金）の活用により、どこに住んでも質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援【消費者庁、関係省庁等】									
			2018年度以降の地方消費者行政充実・強化に向けた今後の支援の在り方等について検討【消費者庁】	国として取り組むべき重要な消費者政策の推進等のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援【消費者庁】							
<p>(K P I の現状)</p> <p>(イ) 毎年 of 現況調査により把握。</p> <p>(ロ) 2017年2月に「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」を立ち上げ、全5回にわたる検討会を踏まえ、同年7月に報告書を取りまとめ、公表した。</p> <p>(ハ) 国が指定する研修（国民生活センター）への参加状況：2,149人1,281人（2018年11月1日時点）</p> <p>(ニ) 国の政策課題の変化に応じた事業メニュー数（20192018年3月末1日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化に関する事業メニュー数：13 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業メニュー数：10 											

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 地方における体制整備 ②地域の見守りネットワークの構築（消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体）	地方公共団体、関係機関への制度の周知【消費者庁、関係省庁等】	<改正消費者安全法の円滑な施行> ・消費者安全確保地域協議会の設立支援（先進事例の収集・共有等） ・消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援（先進事例の収集、共有等） 【消費者庁、関係省庁等】									消費者安全確保地域協議会の設置団体数（都道府県、市区町村）
		・徳島県内全ての市町村での協議会設置支援 ・協議会設置に向けた課題解決の先進事例を収集	・協議会設置に向けた課題解決の先進事例集の作成・公表・普及 ・協議会設置の手引きためのマニュアルの作成・公表・普及 ・架空請求対策パッケージの施策の推進								
(K P I の現状) ※2018平成29年度(2018年10月末時点) 消費者安全確保地域協議会の設置団体数： 25 道県、 89 市区町（平成28年度4道県、27市区町村） 182209 （うち、人口5万人以上の市区町村の数：8798） 徳島県内の消費者安全確保地域協議会の設置団体数：徳島県、 8 2418市町村/24市町村											
③地方公共団体との政策・措置に関する情報等の共有	消費者行政ブロック会議等による情報等の共有【消費者庁、関係省庁等】 ※毎年度、その時々消費者行政の動向について情報共有									会議等の実施状況	
	市区町村長宛て通知による強化作戦の取組促進等の市区町村支援・連携の強化 【消費者庁】 地方公共団体における一般財源による消費者行政経費の確保に向けた取組【消費者庁】										
(K P I の現状) ※2018平成29年度 ・都道府県等消費者行政担当課長会議を実施（2018平成29年4月）（2017平成28年度：2017平成28年4月実施）。 ・消費者行政ブロック会議（全6ブロック）を実施（2018平成28年度：全6ブロックで実施）。											

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(2) 地方における体制整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 地方における体制整備	④ 都道府県における法執行強化	法執行担当者研修等の実施【消費者庁】									研修、連絡会議等の実施状況
		地方からの研修員受入れ等による人材強化【消費者庁】									
		連絡会議等を通じた国と都道府県との連携【消費者庁】									
		地方消費者行政推進交付金（2018年度以降は、地方消費者行政強化交付金）の活用により、法執行体制の強化に取り組む地方公共団体を支援【消費者庁】									
(K P I の現状) ※2018平成29年度（2018年9月末時点） 消費者庁所管法令執行担当者研修を年2回実施（2018平成29年5月は358328人、同年11月は102人参加専門研修実施予定124人参加） （2017平成28年度：2回実施（参加者数は437482人））。 特定商取引法関連の消費者トラブル研修を年8-3回実施（2017年10月は64人、同年11月は76人、同年12月は62人参加者は415人） （20172016年度：3-4回実施（参加者は202350人）←平成27年度：3回実施（参加者は233人））											
⑤ 「消費者ホットライン」の運用	「消費者ホットライン」の3桁化【消費者庁】	「消費者ホットライン188」や消費生活センターの周知【消費者庁、関係省庁等】									(イ) 消費者ホットラインの3桁化とその周知状況 (ロ) 2021年度消費者意識基本調査で認知度30%
	(K P I の現状)	(イ) ・3桁の電話番号「188（いやや!）」（消費者ホットライン）の運用を開始（2015年7月1日）。 ・2018年7月にイメージキャラクターを発表。 ・消費者庁ウェブサイトへの掲載、啓発チラシの作成・配布、各種会議での周知を行った。 (ロ) 2018平成29年度消費者意識基本調査での認知度4.36.6%（2017年度：4.3%）									

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(2) 地方における体制整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 地方における体制整備	⑥消費生活以外相談窓口に寄せられた消費生活に関する相談の誘導	消費生活以外の相談窓口へ誘導先となる消費者相談窓口を周知 【消費者庁、関係省庁等】									消費者相談窓口の周知状況
		消費者ホットライン3桁化に伴う再周知 【消費者庁】									
(K P I の現状) 2016平成28年度は、同年9月から2018年度まで、同年11月にかけて(全6ブロック)、平成29年度は、同年10月から11月にかけて(全7ブロック)、消費者行政ブロック会議(全6ブロック)において、都道府県等に周知要請した。											
⑦消費生活相談情報の活用	刷新作業 【消費者庁】	国民生活センターによるP I O-N E T 2015の運用(2015年9月28日に開始) 【消費者庁】								国民生活センターによる次期P I O-N E Tの運用 【消費者庁】	(イ) P I O-N E Tへの平均登録日数 (ロ) 年間運用経費の削減度合い
					次期P I O-N E T刷新作業 【消費者庁】						
国民生活センターと連携した国の行政機関によるP I O-N E T利用の推進、P I O-N E Tを活用して事業者に対する法執行・指導監督の権限を持つ地方公共団体の担当部署等への消費生活相談情報の共有の推進【消費者庁、関係省庁等】											
(K P I の現状) (イ) ・P I O-N E T 2015稼働前(2015年4月1日から同年9月27日までの受付データ)の平均登録日数は23,630.7日 ・P I O-N E T 2015稼働後の平均登録日数 20182017年4月1日から20192018年3月31日まで: 6,66.7日 (2016年4月1日から2017年3月31日まで: 7.0日、2017年4月1日から2018年3月31日まで: 6.7日) (ロ) 年間運用経費の削減度合(最適化計画効果指標では2016年度以降22,401千円削減を目標として設定) ・2016年度は85,741千円削減 ・2017年度は116,999千円削減											

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 地方における体制整備	⑧ 国民生活センター相模原事務所研修施設及び「消費者行政新未来創造オフィス」での研修の実施	国民生活センター相模原事務所研修施設を活用した事例検討型・参加体験型の研修の実施【消費者庁】								
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 「消費者行政新未来創造オフィス」における、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修及び徳島独自の研修の実施【消費者庁】 ※ 2019年度までに同オフィスの今後の在り方について検証・見直しを行い、結論を得る。 </div>								
		地方消費者行政の充実・強化に資する研修にかかる費用を支援【消費者庁】								
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地方消費者行政強化交付金により、国の政策推進等への対応に資する研修にかかる費用を支援【消費者庁】 </div>								
		(K P I の現状) ※20182017年度 ・研修回数：7791回（うち徳島県内実施：14回、 企業職員研修：7回 ）（20172016年度：9190回（うち徳島県内実施：14回、 企業職員研修：7回 ）） （実施回数内訳） ・消費者行政職員研修：1043回（うち徳島県内実施：3-2回）（20172016年度：13回（うち徳島県内実施：2-4回）） ・消費生活相談員研修：5248回（うち徳島県内実施：5-2回）（20172016年度：4847回（うち徳島県内実施：2-6回）） ・消費者教育推進のための研修：1248回（うち徳島県内実施：4-6回）（20172016年度：18回（うち徳島県内実施：6-3回）） ・消費生活サポーター研修：3-5回（うち徳島県内実施：2-3回）（20172016年度：5回（うち徳島県内実施：3-1回）） ・企業職員研修：7回（2016年度：7回） ※2018年度より企業職員研修は国民生活センター東京事務所にて実施。								

参考3 AI・IoT・ビッグデータに関連する施策の状況

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[参考]			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
①自動運転の実現に向けた制度整備の推進					<p>1) 関係制度のあり方の検討【国土交通省】</p> <p>1) 関係法案提出【国土交通省】</p> <p>1) 関係保安基準の検討・策定並びに使用過程車の安全確保策について国際的な議論や技術の進展を踏まえて検討を行う。【国土交通省】</p> <p>2) 関係自動運転レベル3に向けた制度整備についての検討を行う。【警察庁】</p> <p>2) 関係法案提出【警察庁】</p> <p>2) 関係自動運転レベル4に向けた制度整備に係る課題等についての検討を行う。【警察庁】</p> <p>3) 関係ソフトウェアの更新等について、技術的動向を踏まえて継続的な検討を行う。【消費者庁・関係省庁】</p> <p>3) 関係データ記録装置関連の在り方について検討を行う。【関係省庁】</p>				検討の進捗状況	
					<p>(K P I の現状) ※2018年度-(2018年11月1日時点)-</p> <p>(1) 自動運転車の安全確保の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 2018年9月に「自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会」を設置し、自動車等の設計・製造過程から使用過程にわたる総合的な安全確保に必要な道路運送車両法上の制度の在り方について検討しているところ報告書を取りまとめた。それを踏まえて立案した「道路運送車両法の一部を改正する法律案」を2019年3月に閣議決定し、第198回国会に提出した。 <p>(2) 交通ルールの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動運転システムの実用化について「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」において、交通法規等の在り方に関する各種調査・検討を行っているところにおける検討結果を踏まえ、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備を行う「道路交通法の一部を改正する法律案」を2019年3月に閣議決定し、第198回国会に提出した。 <p>(3) 責任関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省・国土交通省委託事業「平成30年度高度な自動走行システムの社会実装に向けた研究開発・実証事業 自動走行の民事上の責任及び社会受容性に関する研究」においてソフトウェアの更新について検討しているところ。 2018年9月に「自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会」を設置し、高度な自動運転を想定した保安基準の在り方について検討しているところ。 					

参考3 AI・IoT・ビッグデータに関連する施策の状況

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
②情報信託機能の社会実装・普及に向けた施策の推進			情報信託機能の認定に係る指針を検討、公表 【総務省、経済産業省】	情報信託機能の実証事業の実施 【総務省】	・実証も踏まえ指針の改定改訂 →分野ごとのルール策定 【総務省、経済産業省】	必要に応じて指針の見直し 【総務省、経済産業省】			情報信託機能等を用いてデータ利活用を行うに当たり必要なルールの整備状況
	(K P I の現状) ※2018年度(2018年11月1日時点) 「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」を2018年6月に公表。引き続き指針の見直しに向けた検討を実施。								

参考3 AI・IoT・ビッグデータに関連する施策の状況

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
	③医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策の推進									認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模
<p>(K P Iの現状) ※2018年度-(2018年11月1日時点) 今後申請を受けて、認定匿名加工医療情報作成事業者を認定予定。</p>										

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の制度の周知広報、匿名加工医療情報の利活用の推進【内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】